

令和7年旭市議会第4回定例会会議録

議事日程（第2号）

令和7年11月12日（水曜日）午前10時開議

第1 議案質疑

第2 常任委員会議案付託

本日の会議に付した事件

追加日程第1 会議録署名議員の指名

日程第1 議案質疑

追加日程第2 議案第21号直接審議（先議）

日程第2 常任委員会議案付託

出席議員（19名）

1番	常世田 正 樹	2番	伊 藤 春 美
4番	伊 場 哲 也	5番	平 山 清 海
6番	崎 山 華 英	7番	永 井 孝 佳
8番	井 田 孝	9番	島 田 恒
10番	片 桐 文 夫	11番	遠 藤 保 明
12番	林 晴 道	13番	宮 内 保
14番	飯 嶋 正 利	15番	宮 澤 芳 雄
16番	伊 藤 房 代	17番	向 後 悦 世
18番	景 山 岩三郎	19番	木 内 欽 市
20番	松 木 源太郎		

欠席議員（1名）

3番 菅 谷 道 晴

説明のため出席した者

市 長	米 本 弥一郎	副 市 長	柴 栄 男
教 育 長	向 後 依 明	秘書広報課長	寺 嶋 和 志
行政改革推進課長	椎 名 実	総 務 課 長	向 後 稔
企画政策課長	榎 澤 茂	財 政 課 長	池 田 勝 紀
税 務 課 長	多 田 仁	市民生活課長	齋 藤 邦 博
環 境 課 長	大八木 利 武	保険年金課長	大 網 久 子
健康づくり長	黒 柳 雅 弘	社会福祉課長	向 後 利 胤
子育て支援長	八 馬 祥 子	こども家庭課長	石 橋 康 司
高齢者福祉課長	椎 名 隆	商工観光課長	金 杉 高 春
農水産課長	伊 藤 弘 行	建 設 課 長	齊 藤 孝 一
都市整備課長	飯 島 和 則	会 計 管 理 者	戸 葉 正 和
消 防 長	常世田 昌 也	上下水道課長	向 後 哲 浩
教育総務課長	飯 島 正 寛	生涯学習課長	江波戸 政 和
スポーツ振興課長	林 甲 明	監 査 委 員 長	杉 本 芳 正
農業委員会事務局長	金 谷 健 二		

事務局職員出席者

事 務 局 長	穴 澤 昭 和	事 務 局 次 長	菅 晃
---------	---------	-----------	-----

開議 午前10時 0分

○議長（飯嶋正利） おはようございます。

ただいまの出席議員は19名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

○議長（飯嶋正利） ここでおはかりいたします。会議録署名議員として指名いたしました菅谷道晴議員が不在のため、新たな会議録署名議員の指名を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯嶋正利） ご異議なしと認めます。

よって、会議録署名議員の指名を本日の日程に追加し、議題とすることに決しました。

◎追加日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（飯嶋正利） それでは、新たな会議録署名議員として、5番、平山清海議員を指名いたします。

◎日程第1 議案質疑

○議長（飯嶋正利） 日程第1、議案質疑。

議案の質疑を行います。

議案第1号から議案第21号までの21議案を順次議題といたします。

議案第1号について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

林晴道議員、質問席へ移動願います。

準備が整い次第始めてください。

林晴道議員。

○12番（林 晴道） 皆さん、おはようございます。ご機嫌よくお過ごしでしょうか。

今期最後の本会議の質疑となりますので、いささか緊張感と、市民に選んでいただいたという勇気と感謝の気持ちを持って、今日も笑顔で元気に質疑をさせていただきたいと、そのように思います。

それでは、議案第1号、令和7年度旭市一般会計補正予算の議決に関して質疑を行います。

それでは、補正予算書9ページ、14款2項1目の説明欄1にございます物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金、こちら3,152万9,000円に関しての詳細を伺います。

こちら、推奨事業メニュー分として追加の交付決定を受けたものという説明がございました。それでは、改めてこの制度概要をお尋ねいたします。

次に、補正予算書12ページ、2款1項11目の説明欄2にございます旭市20周年記念事業715万円に関しての詳細を伺います。

こちらは、映画「五十年目の俺たちの旅」でしょうか、それと、旭市制20周年のタイアップ事業に関わる経費を補正すると、このような説明でありました。それでは、市制20周年と協力もしくは提携することによりまして、お互いにどのような利益を得ることができるのか具体的にお尋ねをいたします。

次に、これが最後となりますけれども、補正予算書18ページ、3款3項1目の説明欄2にございます就学前児童応援臨時給付金給付事業3,345万4,000円についての詳細を伺います。

こちらは、食品等の物価高騰の影響を受けている市内に在住の小学校就学前児童を養育する世帯に対して、児童1人当たり1万3,000円の給付を給付金として給付すると、その費用であるとの説明がたしかございました。それでは、まずこの給付要件を伺います。それからまた、就学前児童給付金は、過去にも児童1人当たり3万円で実施した経緯があったと記憶しておりますが、今回は1万3,000円ですよね。減額となった理由を併せてお尋ねいたします。

○議長（飯嶋正利） 林晴道議員の質疑に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（榎澤 茂） それでは、まず9ページ目の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の制度概要についてお答えいたします。

この交付金につきましては、令和5年11月に創設された制度で、低所得者支援枠や給付金・定額減税一体支援枠、推奨事業メニュー分など、複数の枠により交付されております。

今回の交付金は、国の令和7年度予備費を財源といたしまして推奨事業メニュー分として交付されたもので、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、自治体が地域の実情に合わせて様々な事業を実施できるものとなっております。本市の交付限度額は3,152万9,000円でございます。人口や物価上昇率、財政力等を基礎として国が自治体ごとに算定した額となります。

続きまして、13ページのほうの旭市20周年記念事業でございます。タイアップ事業ということで、どのような利益ということですが、メリットということでお答えさせていただきます。

まず、制作者側のメリットとしましては、映画のPRの一端を自治体に担ってもらえる点がございます。作品に対する注目や話題性が高まるだけでなく、本市が広報することで広く市内外の方に作品を知ってもらえることとなります。本市で実施する様々なイベントは、作品に対する興味や関心を高められる効果的なPR方法になると思いますし、「俺たちの旅」を知らない世代の方々にも作品や出演者に対する興味や認識の向上と集客に結びつく点がメリットと考えられます。

市側のメリットとしましては、市の知名度向上、地域経済の活性化、シビックプライドの醸成などが見込まれます。

市の知名度向上については、全国的に有名な俳優である中村雅俊さんが映画の公開に合わせ、市と連携したイベントを行うことで、本市がテレビやSNSなどに露出する機会が増え、幅広くより多くの方々に本市を知っていただけるものと考えております。

地域経済の活性化については、中村雅俊さんをお招きしての様々なイベントを市内で開催することで本市への誘客を図り、それに伴う食事、お土産、宿泊などの消費活動による地域経済への波及を見込んでおります。

シビックプライドの醸成については、ロケが市民にもたらす効果の一つにテレビや映画の一画面に自分の住むまちが映し出されることで、そこに住む喜びや誇りが芽生え、培われることが挙げられます。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（八馬祥子） それでは、私からは18ページの就学前児童応援臨時給付金給

付事業につきまして、給付の要件と1万3,000円とした根拠についてお答えいたします。

今回の給付金につきましては、基準日を令和7年12月31日と定め、対象児童は基準日に本市に住民登録がある小学校就学前児童とし、また、給付対象者につきましては、対象児童と同一生計にあり、申請日において本市に住民登録がある保護者としております。

1人当たりの金額につきましては、財源とする国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の推奨事業メニュー分の交付限度額が3,152万9,000円でありますので、これを最大限に活用するとして、対象見込み児童数2,320人で割りまして1万3,000円に決定いたしました。残りの金額につきましては、事務費に充当いたします。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 林晴道議員。

○12番（林 晴道） それでは、再質疑を行わせていただきますが、まず、物価高騰対応の重点支援地方創生臨時交付金3,152万9,000円でありますけれども、これまでに推奨メニュー分として過去に行った交付額、それから事業の内容等の実績についてお尋ねをいたしたいと、そのように思います。

次に、20周年記念事業715万円についてであります。僕の世代ですと、なかなかこの俳優の中村雅俊さんの作品は、特に50年目の俺たちの旅なども含めて、あまり目にしたことがない年代であります。しかしながら、歌手の中村雅俊さんの曲にある「恋人も濡れる街角」、これはいいですね。何だか色気があって、カラオケのおはことしておりますので、機会がございましたら米本市長にご披露したいなど、そのように思っておりますけれども、その練習に僕もお金を使ってまいります。それでは、この事業を行うに至った経緯、それから事業内容を伺って、また、これ当初予算ではなくて、なぜ補正予算となったのかを併せて伺いたいなど、そのように思います。

それから次は、就学前児童応援臨時給付金給付事業です。こちら3,345万4,000円についてであります。なぜ1万3,000円としたのか、その理由はある程度理解できました。補正予算としてこの給付事業が上程されておりますが、今定例会で可決した後に、どのような日程または予定で実際に給付されるものなのかをお尋ねいたします。

○議長（飯嶋正利） 再質疑に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（榎澤 茂） それでは、推奨事業メニュー分の過去の実績と事業内容についてお答えいたします。

これまでの交付金の交付決定額は、令和5年度が1億6,488万9,000円で、旭市物価高騰対策家計応援商品券配付事業と住民税非課税世帯物価高騰対策給付金給付事業の対象世帯拡充分に活用いたしました。令和6年度は1億8,683万2,000円で、旭市物価高騰対策家計応援商品券配付事業に全額活用いたしました。令和7年度は、3,152万9,000円が推奨事業メニュー枠分として交付されることとなっており、今回は就学前児童応援臨時給付金給付事業に活用しようとするものでございます。

続きまして、20周年記念事業のほうでございます。事業を行うに至った経緯と事業内容、また、なぜ補正予算なのかというご質疑でございますが、まず、事業を行うに至った経緯でございますが、放送開始から50年を迎える当時の大人気ドラマ「俺たちの旅」が20年ぶりに映画化され、そのロケが本年4月から5月にかけて旭市内で撮影が行われました。その後、あさひロケーションサービス協議会から、今年は旭市20周年の節目でもあり映画の宣伝と合わせて市をPRできないかという提案がございまして、旭市20周年の歩みと20年ぶりの映画化をリンクさせたPRイベントを旭市20周年記念事業として開催しようと考えたところでございます。

事業の実施時期は来年1月以降を予定しておりまして、内容といたしましては、全国公開となる映画の上映に合わせ、映画の監督・主演を務める中村雅俊さんのトークショーの開催、映画と旭市20年の歩みを連携させたパネル展、市内撮影場所を巡るスタンプラリー、映画と旭市のコラボレーションポスターの作成などを想定しております。また、あさひロケーションサービス協議会や民間ボランティア組織である旭おっぺし隊などの協力も得ながら実施したいと考えております。

補正予算となった理由でございますが、本年度の予算編成時にはまだ具体的な撮影の話がなく、この事業を想定できなかったため、今回補正予算で計上するものでございます。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（八馬祥子） それでは、給付金の補正予算案の可決後の予定ということでありました。

可決をいただいた後に、早急に電算システムの改修を実施し給付に係る準備を進めます。令和8年1月上旬に広報、ホームページ、LINE等で周知するとともに、対象となる保護者宛てに通知を発送いたします。発送後に申請受付を開始し、申請期限は2月27日を予定しております。給付金の振込は2月中旬頃から開始し、3月末までに事業を完了するよう予定

しております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 林晴道議員。

○12番（林 晴道） それでは、規定回数最後の質疑を行いたいと思います。物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金であります。今回、先ほど伺っています就学前児童応援臨時給付金給付事業に活用されることとありますが、昨今の物価高の状況から、子育て世帯を含めあらゆる世代の生活が厳しいという状況にあるものと推察されますけれども、給付金の額が大幅に減額されてはおりますが、そのような額にとらわれることなく市の様々な財源なども活用して、しっかりと使うべきところには使っていくんだと、今を生きる市民のために家計を応援することも必要であると考え、常々申してまいりました。

そこで、今回の就学前児童応援臨時給付金給付事業を行うことになった具体的な経緯、これをお尋ねいたします。

次に、旭市20周年記念事業についてであります。有名な俳優が出演される映画とのタイアップ企画であり、これらのイベント等を行うことによって本市の知名度が一定程度向上するということは理解ができます。

市の知名度の向上という点においては、例えば生産額全国第5位の農産物だとか、全国第2位の豚肉、九十九里海岸や屏風ヶ浦など、様々な素材といいますかそういうものが旭市には存在していますので、旭市はシティプロモーションの推進において、情報の出し方といいますかPRの仕方などに様々な方法を使うべきではないのかなと、そのように思います。

今はSNSの全盛の時代でありまして、職員の皆様方がフェイスブックやインスタグラム、LINEなどで様々なPRをしていることは承知しています。しかしながら、行政だけでは限界があるものと思います。市の知名度のさらなる向上を目指して、近隣自治体でも積極的に活用しております地域おこし協力隊、これだとか、地域の情報を積極的に発信するインフルエンサーなど、外部の人材を活用して官民連携によるチーム旭で盛り上げていくことも必要なのではないのでしょうか。

僕も、微力ながら「恋人も濡れる街角」を鍛錬しながら、市の情報を積極的に発信していきたいなと、そういうふうに思っています。これね、31歳のときに中村雅俊さんがこの「恋人も濡れる街角」を出したようなんですよね。随分昔の話で貫録があったなと。僕も定例会の初日、開会の日には48歳になりましたけれども、やっとうこういう歌が合う年代になったのかなと、そのように思うところがございますが、そこで、この事業を行うことによりどの

ような事業効果が得られると想定しているのか、また、旭市で中村雅俊さんの「恋人も濡れる街角」を聞くことができるのかを併せて伺いたいと、そのように思います。

もう1個あります。最後に、就学前児童応援臨時給付金給付事業であります。給付金の振込を2月の中旬から開始して3月末までに終わらせるという、今、答弁をいただきましたので、これはよく考えますと申請期間が2か月弱しかなくて、非常に短期間で大変な作業、また手続になろうかなと、そのように感じました。そこで確認いたしますが、たしか過去の給付では児童手当の受給者は、たしかプッシュ型で行って、そのほかの方は申請方式での給付であったのではないかなと。それね、僕、最良の方式だったように記憶しているんですよ。さて、今回の申請は同様となるのか、申請内容の詳細、これをお尋ねしたいと、そのように思います。

○議長（飯嶋正利） 再々質疑に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（榎澤 茂） それでは、まず就学前児童応援臨時給付金給付事業を行うこととなった経緯でございますが、今回の交付金の活用につきましては、議員おっしゃるとおり過去2年間と比較して大幅に減額されていることから、水道料金の軽減や保育所の賄材料費への充当など様々な案を検討してまいりました。

そのような中、本市では今年度から小・中学校の給食費の無償化を実施していること、また、高校生については高等学校就学支援制度などにより支援が拡充されており、それらの世代に対しては負担軽減が図られていることなどを踏まえ、今回恒久的な支援とはまいりませんが、育児等の経済的・心理的負担の大きい出産から就学前までの子育ての初期段階を経済的に支援し、安心して子育てができるようにとの考えから、本事業を実施することとしたものでございます。

続きまして、20周年記念事業のほうでございます。

どのような効果ということでございますが、先ほどちょっとメリットのところでも触れましたけれども、市のメリット、効果としまして市の知名度向上、地域経済の活性化、シビックプライドの醸成などが見込まれるところでございます。

このロケを活用したシティプロモーションにつきましては、地域の観光資源などの魅力を映像で発信するほか、地域の文化や特産品を生かしたプロモーションなどを行うことも重要と考えております。官民が連携してロケ誘致・支援を行うあさひロケーションサービス協会やボランティア団体であるおっぺし隊など、地域住民の協力を得ながら映像を通して本市

の様々な魅力を発信し、また、撮影された作品をSNSなどを使った情報発信にうまく活用して地域の活性化につなげていきたいと考えております。

また、中村雅俊さんの「恋人も濡れる街角」の歌ですね、これが旭市で聞けるのかということだと思いますが、これからこの予算が可決された後に制作者サイドといろいろなイベントについて打合せをさせていただきます。その中で、そういった歌の披露ができるかどうかはちょっと検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（八馬祥子） それでは、給付金の申請方法についてお答えいたします。

今回も以前の給付金と同様にプッシュ型と申請方式で予定しております。先ほど議員からもございましたように、本市から児童手当を受給している方には、辞退する方を除き手当受給口座に振り込むようにいたします。こちらの方々は、申請は不要です。また、公務員など本市から児童手当を受給していない方につきましては、申請をしていただいて給付する予定です。

しかし、今回の申請手続きにつきましては、利便性の向上を図る観点から、原則として電子申請での対応を予定しております。これにより、申請する方は市役所に来庁することなくパソコンやスマートフォンから都合のよい時間に手続きをすることが可能となります。なお、持参や郵送など、紙の申請書による手続きにも対応いたします。

申請期間は短いですが、十分に周知して対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 林晴道議員の質疑を終わります。

林晴道議員は自席へお戻りください。

続いて、崎山華英議員、質問席へ移動願います。

準備が整い次第始めてください。

崎山華英議員。

○6番（崎山華英） よろしくお願いたします。

議案第1号、令和7年度旭市一般会計補正予算の議決について質疑をさせていただきます。

補正予算書18ページ、3款3項1目児童福祉総務費、補正額5,746万6,000円のうち、説明欄2の就学前児童応援臨時給付金給付事業3,345万4,000円について、給付の対象を未就学児とした理由と給付金を1人1万3,000円とした根拠を伺いますということですけれども、先

ほど林議員のほうからの給付金の1万3,000円の根拠については回答がありましたので、未就学児とした理由についてお伺いいたします。

○議長（飯嶋正利） 崎山華英議員の質疑に対し答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（八馬祥子） 今回の給付金につきましては、財源とする物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の活用につきまして、庁内で様々な案についての協議を行い、これまでも力を入れている子育て世帯への支援を実施することといたしました。

今回は、国が算定した交付限度額が3,152万9,000円となっており、限られた財源をどの世代への支援に活用するかを検討において、本市では今年度から小・中学校の給食費の無償化を実施していること、また、高校生については昨年10月分から児童手当の支給対象となったこと、さらに、今年度から高等学校等就学支援金制度による授業料無償化の支援が拡充されていることなどから、これらの年代に対しては負担軽減が図られていると考えました。

一方、就学前児童の保護者については、保育所給食費や3歳未満児の保育料など子育てに係る経済的負担が大きいことや、子どもが小さいために就労が制限されるなど十分な収入を得にくい場合が多いと想定し、物価高騰の影響をより受けやすいと考え、今回の給付対象といたしました。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 崎山華英議員。

○6番（崎山華英） ありがとうございます。限られた財源の中で、様々な、どの世帯に給付するのかということは検討していただいたということは回答していただきましたので、わかりました。

では、これまでも物価高騰に対応する給付の事業については繰り返し行われたと思うんですけども、いま一度、先ほど林議員のほうからも質疑のほうがあつて回答があつたと思うんですけども、例えば、中学生までを対象にしたものですか未就学児対象のものの中にはあつたのかなと思いましたが、それが先ほどの回答にはなかつたようなので、これまでの物価高騰対応の臨時交付金、または前身の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した物価高騰対応給付事業のうち、非課税世帯を対象にした、いわゆる低所得者支援枠以外で物価高騰対応の給付対象となった対象を、過去から順に実績をお答えいただきたいと思います。

○議長（飯嶋正利） 再質疑に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（榎澤 茂） それでは、物価高騰対応の地方創生臨時交付金の過去の実績についてお答えいたします。

まず、先ほど林議員の質疑でお答えした令和5年11月に創設された臨時交付金につきましては、先ほどご回答申し上げたとおりでございます。

さらに、新型コロナウイルス感染症対応の地方創生臨時交付金についてとのご質疑ですので、そちらの事業について回答申し上げます。事業所を対象としたものとしまして、市内中小企業や農水産業事業者のほか医療機関や障害福祉サービス事業所、介護サービス事業所に対する各種支援金の給付事業、また、子育て世帯を対象としたものとしては、小・中学校の給食費免除や就学前児童の子育て世帯に対する給付金の給付事業などを行ったところでございます。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 崎山華英議員。

○6番（崎山華英） ありがとうございます。

事業所宛での給付も過去にはあったと思うんですけども、また、子育て世帯を対象とした給付、こちらについても繰り返しあったと思います。ですが、子育て世帯を対象とした給付となりますと、例えば未就学児が対象、もしくは中学生世代が対象となることが主であり、高校生や大学生世代を抽出して対象としたものはこれまでなかったかと思います。

私も、自分の子どもがこの4年間に未就学児から小学生、小学生から中学生にと上がっているんですけども、身をもって感じるのは、食料品とかの物価高騰のあおりは、やっぱり年齢が大きい子ほど影響を受けているなというのは、だんだんうちの子たちもすごい食べるようになってくるので、食料品だけでいうと本当に年齢が大きい子のほうがかなり影響を受けているのではないかなというのを実感しております。

これについては、未就学児を対象としているというのは、やはり児童手当をふだんから給付しているということもあり、世帯の抽出ですとか口座の振込先とかも既に把握しているので給付しやすい、あまり経費もかけずに給付が可能であるということも分かるところなんですけれども、ぜひ、年齢が高い子に対する、特に今まで給付とか支援金が、特に給付がなかった高校生世代に給付をしていただきたいかったなという思いもあって、今回、質疑をさせていただいたところです。

最後の質疑としまして、2024年10月、去年の10月から国による児童手当制度の対象が高校

生世代まで引き上がったことで、高校生がいる家庭の抽出や給付も今度は容易になったのではないかと推測しております。今回の給付によって、高校生世代を対象とした給付を検討されなかったのかということですが、先ほどの答弁で一応は検討されたということで、あわせて、これまで家庭に対する支援だけではなく事業所に対する物価高騰支援というのが十分であると考えられるのかというところで、食料品の高騰と申しますが、家庭だけではなく特に飲食店のほうでは食材費の高騰がすごく、今、大変なことになっておまして、値上げをどうにかこうにか検討しているお店も聞いております。事業への検討もされたのかどうかということも併せて質疑させていただきます。

○議長（飯嶋正利） 再々質疑に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（榎澤 茂） 先ほどの回答と重複するところもございますけれども、今回の交付金活用事業につきましては、高校生を対象とした支援も含めまして様々な案を検討してきたところでございます。

本市では、これまでも国の交付金を活用して中小企業や農水産業事業者など様々な業種の事業者に対して支援を実施してきたほか、市民生活の支援と地域経済の活性化を目的とした物価高騰対策家計応援商品券配付事業なども実施しているところでございます。

これらの事業に取り組んだ結果、事業者に対する物価高騰対策として一定の効果はあったものと考えておりますが、物価高騰がいつ落ち着くのかは見通せない状況でもございますので、今後も国からの交付金等があった場合につきましては、市として効果的な支援を検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 崎山華英議員の質疑を終わります。

崎山華英議員は自席へお戻りください。

続いて、松木源太郎議員、質問席へ移動願います。

準備が整い次第始めてください。

松木源太郎議員。

○20番（松木源太郎） 私は、令和7年度旭市一般会計補正予算について、6点ほど質疑を申し上げます。

第1が予算書の9ページでありますけれども、10款1項1目、普通交付税が今回2億円強、国から来るようであります。昨年は、決算によりますと97億円交付税が来ておりますが、今

回の補正の後、さらにもう一回補正があるかもしれませんが、今の段階では2億円ほど少ないわけですね。この見通しは、実際、今のところどうなっているのか。特に、中央病院の赤字の問題がありますから、恐らく国もこれからの予算の中でもって、全国的に特に大きな病院が潰れたり大きな赤字を出しているということで支援をしたいと思いますけれども、6年度は中央病院に約22億円交付税として指定されてきましたけれども、ここら辺の動きについては現在どういう状況なのか、分かる範囲でお聞かせいただきたいと思います。

2番目は、同じ9ページの、今、議論がされておまして、大体話は分かりました。物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金、これが民生費のほうになるようですねけれども、単純に予算書の後のページの予算書を見てみますと、18ページを見てみますと、2,320人程度の予定だそうですけれども、この程度の金額で足りるのでしょうか。その点だけお聞かせいただきたいと思います。中身については今答弁がありましたので分かりました。

次に、10ページにいきます。18款の繰入金です。地域振興基金繰入金615万円ありますけれども、これはどういう目的でもって繰入金を起こすのでありますでしょうか、お聞かせいただきたいと思います。

それから、4番目として、11ページになります。先ほどお話があったロケツーリズム関係の中で、千葉県市町村ロケツーリズム施策実施経費助成金100万円が、この歳出の中に収入として含まれるのかということが1点と、それから、消防救急無線再整備事業助成金、これは具体的に、歳出のほうに出ているんですけれども、どういう形でもってくるのか、この二つについてお聞かせいただきたいと思います。

5点目が、12ページになります。先ほどお話があった20周年記念のロケツーリズムですねけれども、これはこれから委託するんですか。それとも、もう終わっているわけですか。最後のところを聞くと、これからのようでありますけれども、これが何で年度途中にこういう大きな事業が起こることになったのか、簡単でいいですからお聞かせいただきたいと思います。

それから、その同じ項目の中の国庫支出金等返還金が9,200万円もあるんですけれども、この返還金というのはどこから返還するものでしょうか。歳出のほうから、歳入のほうとの関係でもって、この償還金利子の割引の返還金というのはどこになるのか。これ、9,200万円も、大変なお金でありますけれども、お聞かせいただきたいと思います。

最後は、16ページになります。16ページの自立支援給付事業、この二つの事業について、補助費の支給の内容についてお聞かせいただきたいと思います。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 松木源太郎議員の質疑に対し答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（池田勝紀） それでは、財政課のほうからは1点目の普通交付税の関係と5点目の国庫支出金の関係ということで、2点、回答したいと思います。

1点目の普通交付税の2億円の根拠ということなんですけれども、今回補正した普通交付税については、令和7年度普通交付税の当初予算で組んであります82億7,000万円に対し、交付決定額が84億7,332万円であったことから、差額の2億332万円を財源として計上したというものになります。

それから、病院の交付金の話がちらっとあったと思うんですけれども、今回、議案としては出してないんですけれども、見通しとしては一応交付税で中央病院として算定された分は、これまでどおり中央病院に交付していくと、それは同じ考えでいきたいと思っています。

それからもう一点、5点目になります。国庫支出金の返還費の関係です。

国庫支出金等返還費は、過年度に収入した国・県支出金について、精算等により多く交付されたものを返還するというものになります。これは支出の科目で組んでいます。本年度に返還が確定した、全部で37件あります、それについて今回の補正予算に計上したところになります。

37件は多いので主なものを申し上げますと、令和6年度生活保護費国庫負担金2,295万5,000円、それから令和6年度子ども・子育て支援交付金1,938万6,000円、令和6年度障害者自立支援給付費等国庫負担金566万6,000円となっております。

なお、返還理由につきましては、申請時の見込みに対し、対象者数それから給付費が減したというところで、精算により返還ということになったというのが理由になります。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（八馬祥子） それでは私のほうから、2点目の9ページの歳入に絡めての18ページの給付金の関係についてお答えします。

この金額で足りるのかというご質疑であったと思いますけれども、先ほどからお答えしているように、今回のこの交付限度額3,152万9,000円を最大限に活用するとしまして、今回、事業費を1万3,000円を2,320人ということで3,016万円、そのほかの事務費といたしまして、会計年度任用職員の報酬ですとかシステムの改修費として329万4,000円を計上して、合計で3,345万4,000円計上しております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 企画政策課長。

○企画政策課長（榎澤 茂） 私のほうからは、（3）から（5）にかけてまして回答申し上げます。

まず、3点目の地域振興基金繰入金615万円の件でございます。

この地域振興基金繰入金は、同じ補正予算で計上しております旭市20周年記念事業に充当するものであるため、この充当事業に合わせて繰入れを行うものでございます。

続きまして、（4）の助成金のほうの関係でございます。千葉県市町村ロケツーリズム施策実施経費助成金は、千葉県知事を会長とし、県内市町村及び観光協会、商工会などが加入する「ちばプロモーション協議会」が、県内のロケ地に観光客を誘致しようとする市町村のロケツーリズム施策の展開を支援する助成金となります。

助成金の額は、対象経費の3分の2以内、上限が100万円となっております。今回、補正予算の歳出にございます旭市20周年記念事業のロケツーリズム推進業務委託料の財源として100万円の助成金を計上するものでございます。

続きまして、（5）20周年記念事業でございますが、先ほども回答申し上げましたけれども、実施時期は年明けを予定しております。補正予算成立後に委託契約を結ぶ予定でおります。

それから、なぜ当初予算ではなくて補正なのかということでございますが、こちらも先ほどちょっと回答申し上げましたけれども、本年度の予算編成時、昨年の秋から冬にかけては、まだこの具体的な撮影の話がなかったということでございまして、撮影自体が今年に入ってからで、その撮影終了後にこのタイアップ事業についての話がございましたので、今回の補正予算の対応となったものでございます。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 消防長。

○消防長（常世田昌也） 消防本部からは、（4）、補正予算書11ページ、消防救急無線再整備事業助成金について回答いたします。

千葉県が実施しております消防救急無線再整備事業は、令和7年度から令和9年度にかけて既存の消防救急無線設備を更新する事業でございまして、千葉県下31消防本部が共同で再整備を実施しているものであります。

この事業の総事業費は65億2,245万3,690円でございます。そのうち旭市の負担金は、令和

7年度1,750万9,736円、令和8年度が2,829万2,907円、令和9年度が8,697万5,684円で、旭市の総額は1億3,277万8,327円となりまして、旭市の負担割合、これにつきましては2.05%でございます。

続いて、消防救急無線再整備事業助成金につきましては、本整備事業に係る各市の負担金に対する公益財団法人千葉県市町村振興協会からの助成金となっております。総事業費のうち、31消防本部が共通で使用しております共通波部分と、アプローチ回線と呼ばれます中継用回線部分の2分の1に当たる整備費用16億6,794万207円が助成対象額となっております。旭市の助成額につきましては、令和7年度が451万27円、令和8年度が728万6,480円、令和9年度が2,239万6,267円で、総額3,419万2,774円となります。旭市への助成割合は、整備費用負担割合に応じ2.05%でございます。

今回、令和7年度一般会計補正予算に雑入として、451万円を計上したものでございます。以上です。

○議長（飯嶋正利） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（向後利胤） 私からは（6）、予算書16ページ、説明欄1、自立支援給付事業について回答いたします。

本事業につきましては、地域社会における共生の実現に向けて、障害者総合支援法に基づき、障害者の日常生活及び社会生活の総合的な支援を図るため、障害福祉サービスを提供する事業です。そのうち今回の補正は、説明欄にある上のポツ、共同生活援助給付費2,245万8,000円と、下のポツ、生活・療養介護給付費2,742万6,000円の二つの事業となります。

それぞれの事業の増の事由と内容でございますが、まず、共同生活援助給付費の増の主な理由は利用見込み人数の増加で、当初116人に対しておりまして、今年度上半期実績や今後の状況から122人の利用と見込むものでございます。こちらの事業の内容は、障害者グループホーム入居者に日常生活支援等を行うものとなります。

続いて、生活・療養介護給付費の増の主な事由は、生活介護給付費について利用見込み人数の増加が見込まれるもので、当初189人に対し今年度上半期実績や今後の状況から192人の利用を見込むものです。事業内容は、常時介護が必要な方に施設において身体介護や創作的活動等のサポートを行うものとなります。

以上でございます。

○議長（飯嶋正利） 議案の質疑は途中ですが、11時10分まで休憩いたします。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時10分

○議長（飯嶋正利） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案の質疑を行います。

松木源太郎議員。

○20番（松木源太郎） それでは、大変具体的な回答をいただきましたから、あまりありませんけれども、まず最初のところですけども、地方交付税のところ、今決定しているのはここに出ているように95億5,300万円ですよ。それで、昨年の決算を見てみると97億円なんですよ、決算が。84億円を見込んでいたんですけども、これはどういうことなんですか。だから、そこまで到達するかどうかはまだ全く分かりませんが、全国的に中央病院みたいな大きいところが赤字を抱えているという問題がありますから、かなりお金が来るのではないかと考えているんですけども、旭市自体の交付税の見込みとしてはどれぐらいを今考えているのか。市が使えるやつね、指定がないやつ。そのところをもう一点だけ伺いたいと思います。84億円まで旭市があるとしたら100億円を超えてしまうんですけども、仮にですよ、そういうことについてはどういうふうに考えているか、お聞かせいただきたいと思います。

あと、そんなにありません。消防のところだけちょっと聞いておきたいと思うんですけども、消防のほうは、雑入で入ってくる分ですから、この451万円というのは県の全体の消防のやつでもって負担割合が2.05%ぐらいだということになる。それでもって、これ返ってくる、こちらのほうへ助成金として来るのは、これは何だということなんですよ。助成金としてね。

つまり、この451万円というのが消防救急無線再整備事業助成金になっている。つまり、助成金ということは、旭市に来るわけでしょう。そのお金と、全体の計画は分かりました。それどういう関係があるかということがちょっと理解できないので、その点だけお聞きして、あとの問題については数字的に分かりましたので、よろしく願いいたします。

○議長（飯嶋正利） 再質疑に対し答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（池田勝紀） 交付税の関係です。松木議員、昨年度の決算のベースの数字と比べ

てということで、確かに今回、当初予算では82億7,000万円で、実際には交付決定が84億7,000万円となりました。去年の、6年度の最終のやつと比べて少ないということですが、6年度は追加交付が2億9,000万円ぐらい、それがあったので、今の段階ではちょっと少なく見えるかもしれませんが、今年度につきましては追加交付がどのくらい来るのかまだちょっと見越せていないというところですが、今、普通交付税で交付決定があったという事実としては84億7,000万円ということです。追加を期待しながらいきたいなというふうに思っていますが、これはちょっと最終的まで分からないので、そういう状況です。

(「病院の関係については、何か来ていますか」の声あり)

○**財政課長(池田勝紀)** 交付税関係では、特にはまだ来ていないですけれども、一応交付税の算定上、先ほど申し上げましたが、交付税として算定された中央病院分については、これまでどおり交付していきたい、そういうふうに考えています。

○**議長(飯嶋正利)** 消防長。

○**消防長(常世田昌也)** 助成金関係でございますが、令和6年に千葉県消防長会のほうから消防救急無線再整備事業に係る千葉県消防長会臨時総会につきまして、先ほど申し上げました共通に使う部分ですね、その整備費用に当たる助成要望、これをいたしまして……

(「3年で分けて来ることになっているんでしょ」の声あり)

○**消防長(常世田昌也)** そうですね、3年で来ることになっております。

(「それが何で今年450万円が雑入に入るようになったのか」の声あり)

○**消防長(常世田昌也)** それにつきましては、すみません、先ほどお答えしたんですが、今年度の旭市の部分が1,750万9,736円、整備費のほうでかかっていますので、その負担割合の中の助成の割合のほうは2.05%になりますので、それをかけたものが今回、451万27円ということで、補正予算書のほうには451万円ということで計上したものでございます。

以上です。

○**議長(飯嶋正利)** 松木源太郎議員の質疑を終わります。

松木源太郎議員は、そのまま質問席でお待ちください。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第1号の質疑を終わります。

議案第2号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第3号について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

松木源太郎議員。

準備が整い次第始めてください。

松木源太郎議員。

○20番（松木源太郎） 今回、令和7年度旭市水道事業会計補正予算の2号ということでもって出てきまして、1ページ目にあるように、過年度分損益勘定留保資金1,420万5,000円を補填するという形のものです。

1号では、今年の9月の議会で可決されましたけれども、資本的収入の補助金を3,738万6,000円から2,011万3,000円引いて、減額して補正しておりました。そこで全体的な、今回、企業債の償還金1,420万5,000円を予定額として増やすということになると、貸借対照表上どうもつじつまが合わないわけです。例えば、今年は貸借対照表上で最終的に負債資本合計が93億68万7,000円になる。ところが、それはどういうことかということ、結局3,000万円ほど全体の資本の部が減ってしまうわけです。こういうような形の今回の補正というのはどういうことなのかということ一度聞きたくて質疑いたしました。

○議長（飯嶋正利） 松木源太郎議員の質疑に対し答弁を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（向後哲浩） 今回の補正でございますが、提案理由の中でもご説明申し上げましたが、企業債の借入れ超過による繰上償還を行ったということで、3月の償還金が不足するというので資本的支出を1,420万5,000円増額し、これに対して内部留保資金である過年度分損益勘定留保資金を充てるものとしたしました。

以上でございます。

○議長（飯嶋正利） 松木源太郎議員。

○20番（松木源太郎） それでは、留保資金を1,420万5,000円補填ということになって、なぜ全体的な資本の部の大きさが変わってしまうわけですか。そのところをちょっと説明していただきたいんです。

○議長（飯嶋正利） 再質疑に対し答弁を求めます。

上下水道課長。

暫時休憩。

休憩 午前11時20分

再開 午前11時21分

○議長（飯嶋正利） 会議を再開いたします。

上下水道課長。

○上下水道課長（向後哲浩） 失礼しました。

今回、3,060万円の貸借対照表の金額に対して補正額が1,420万5,000円ということであると思います。

今回、7年度の企業償還金当初予算額につきましては、当初予算額は2,833万4,000円でございます。この中で不足いたします今回の3,060万円の繰上償還分と、9月の償還分、こちらが1,639万5,000円も発生いたしました。このことによりまして、3月で見込んでおりました償還金が1,420万5,780円分が不足するため、今回、不足します1,420万5,000円を増額するというので補正をさせていただきました。

以上でございます。

○議長（飯嶋正利） 松木源太郎議員。

○20番（松木源太郎） 大体分かりましたけれども、そうすると、負債資本合計の93億68万7,000円というんですか、それについては、そういう形でもって最終的に、それでもってこれから会社としてはやっていけるということ、企業としてやっていく、そういうことですね。

○議長（飯嶋正利） 再々質疑に対し答弁を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（向後哲浩） おっしゃるとおり、貸借対照表の中では、償還いたしますと3,060万円を引いたものというのが貸借対照表と負債の部の中の記述でございます。

この償還に対しまして、今後の企業の運営のほうは大丈夫かというご心配でございますが、逆に負債を長く持つこと、余計な金利等をお支払いすることということのほうの方が経営基盤上よろしくないということで、今回、早めに償還のほうを選択いたしました。

以上でございます。

○議長（飯嶋正利） 松木源太郎議員の質疑を終わります。

松木源太郎議員は自席へお戻りください。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第3号について質疑を終わります。

議案第4号について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

伊場哲也議員、質問席へ移動願います。

準備が整い次第始めてください。

伊場哲也議員。

○4番（伊場哲也） 議案第4号、旭市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について4点お伺いいたします。

まず、本条例の制定目的と背景についてでございます。児童福祉法を踏まえ市独自の基準を設けることで、どのような質の向上を図るのかお示してください。お伺いいたします。

次に、安全対策の実効性について伺います。避難訓練や送迎車の置き去り防止装置などが規定されていますが、重要なのは制定後の続ける仕組み、これが大事だと捉えております。こうした対策が形骸化せず実効性を持って運用できるよう、市はどのような点検・確認体制を構築するのかお聞きいたします。

3点目は、人材確保と支援体制でございます。

条例では、児童福祉法第34条に基づき市が実施する乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準を定めるもので、乳児3人に職員1人などの配置基準がありますが、現場では保育士確保が難しい状況なのではないかと推測しているところでございます。

市として、基準を維持しつつ質の高い支援を続けるため、どのような人材確保策を講じていくのかお伺いいたします。

最後ですけれども、施行に向けた移行・支援措置についてでございます。令和8年4月の施行に当たり、既存施設の中には改修が必要となる場合も想定されると思います。こうした施設への支援や移行措置について、市のお考えをお伺いいたします。

以上でございます。

○議長（飯嶋正利） 伊場哲也議員の質疑に対し答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（八馬祥子） それでは、回答いたします。

まず、制定目的と背景ということでございますが、乳児等通園支援事業、通称「こども誰でも通園制度」は、子ども・子育て支援法に基づき、保育所に通っていない3歳未満の児童

を対象に、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件等を問わず時間単位で柔軟に利用できる新たな通園給付制度として創設されるものです。

本事業は、全ての子どもの育ちを応援し、全ての子育て家庭に対し多様な働き方やライフスタイルにかかわらず支援を強化することを目的としております。令和8年4月1日から、全ての対象児童が利用できるよう、全市町村で1か所以上の保育施設において実施することが必須となっており、市から認可を受けた保育所、認定こども園等で実施するものです。

事業を実施するに当たりましては、その設備及び運営につきまして児童福祉法の規定により条例で基準を定めることとされているため、国の基準に基づき利用児童の安全確保を図るための非常災害対策や安全計画の策定、事業実施のための設備及び職員の配置基準等を規定するものです。

先ほど、どのような点検・確認をしていくのかということでしたが、市では運営基準を満たしているかどうかというのを指導・監査・確認・命令等を行う責務がございますので、そうしたことを現場等を確認しながらの点検方法というのは、今後、事業実施までに考えていく予定でございます。

あと、人材確保につきましてなんですけれども、今のところ本市では、来年度からの開始に当たりましては、実施施設の利用定員の範囲内で受入れを行う余裕活用型による実施を想定しておりまして、この場合においては、新たな保育士等の配置は必要ないものとなります。先ほど議員がおっしゃられていたように、保育士確保が難しいという現状はこちらも理解しておりますので、まずは余裕活用型で事業を開始したいと考えております。

施行に向けた移行と支援措置ということでございますが、この事業は来年度から新しく開始しますので、施行に向けた移行というものはございませんが、支援措置といたしましては、本事業を利用した際に要した費用について、市から事業実施する施設に対して給付費を支給し、保護者が支払う利用料とあわせて施設の運営費に充てられることとなります。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 伊場哲也議員。

○4番（伊場哲也） 答弁いただいた内容、一部理解はさせていただきました。

ただ、安全対策の実効性の確保ということについて、現場での点検・改善、これは指導ということで必須というふうに捉えますけれども、避難訓練、これは回数もかなり多めに設定されているというふうに認識しているわけですが、避難訓練の実施状況あるいはヒヤリハットという事例があるかと思えます。この辺についての把握ですとか、あるいは現場と

の共有、どのように改善していくという、今現在お考えをお持ちなのか、これが1点ですね。

それから、先ほど人材確保支援体制については余裕活用型という答弁がございました。現実問題は、今後さらに例えば3年、4年先といった状況の中で、人材不足あるいは人材をより効果的にいい保育事業を展開し、それが子どもに反映をしていくといった視点での人材を確保する、あるいは定着していただく、そういった意味での研修とか、あるいは相談支援、フォロー体制、この点についてはどのように今現在お考えか。この2点をお伺いいたします。

○議長（飯嶋正利） 再質疑に対し答弁を求めます。

暫時休憩。

休憩 午前11時33分

再開 午前11時34分

○議長（飯嶋正利） 会議を再開いたします。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（八馬祥子） 申し訳ありませんでした。

安全確保について、避難訓練とかヒヤリハットをどのように把握していくのかということですが、今のところ具体的な方策についてはまだ考えていないんですけれども、定期的な安全点検の実施やマニュアル等の作成というのは必要になってくると思いますので、そうした情報を事業間で共有して十分な安全対策に努めてまいりたいと思います。

あと、人材不足に関しましては、職員の定着ということがございましたけれども、保育士などが専門性を発揮できるように適切に研修等の機会を設けてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 伊場哲也議員。

○4番（伊場哲也） 答弁ありがとうございました。まだ不確定な部分あるいは今後詳細を煮詰めていくといったところが多々あるかと思いますが、この11月議会で制定の議案として上程されておりますので、スピーディーなる計画の進行というのが必要かと思います。

3回目の質疑でございますけれども、この条例が形だけの基準で終わらないようにということは当然、配慮されているとは思いますが、やはり何といたっても現場の改善を促すような生きた基準、そういった条例の制定になることを期待するものでございます。

特に、子どもを支える現場職員の声、これを丁寧に吸い上げる、そういった仕組みですとか、あるいは方法、計画ですとか、あるいは先ほども言いましたけれども現場の先生方の研修とか、あるいはすぐに役立つ支援、そういったものも、財政的基盤の確保ということもあろうかと思えますけれども、この辺が、この条例が実際に生きた条例となると。そういう実効性を左右するものではないかなというふうに捉えますので、市としても今後の施行に当たっては、現場任せにすることなく伴走型の、よく言われます、市としても伴走型の支援体制、これを現場と共に築き上げていってほしいなど、このように考えるわけですが、この点については、課長、いかがでしょうか。

○議長（飯嶋正利） 再々質疑に対し答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（八馬祥子） 議員のおっしゃるとおりであると思っておりますので、先ほども申しましたけれども、市としては運営基準が満たされているかどうかというのをきちんと見て、指導・監査・確認をしまいたいと思います。

また、先生方の研修等支援につきましては、現在も相談先として市役所の子育て支援課に何かあれば相談をしていただくような仕組みになっておりますので、今後も継続して支援をしまいたいと思います。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 伊場哲也議員の質疑を終わります。

伊場哲也議員は、そのまま質問席でお待ちください。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第4号の質疑を終わります。

議案第5号について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

伊場哲也議員、お願いいたします。

伊場哲也議員。

○4番（伊場哲也） 引き続き、議案第5号について質疑をさせていただきます。

議案第5号、旭市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、4点お伺いさせていただきます。

本条例は、子ども・子育て支援法に基づき、発達に支援が必要な乳幼児が安心して通えるよう事業の運営内容、保護者との連携、職員の体制、さらには虐待防止や苦情対応など、

日々の運営の在り方を旭市として明確に示すものであると、今は理解いたしました。

そこで4点お伺いしますけれども、本議案第5号の条例と、先ほど質疑させていただきました議案第4号、設備及び運営基準との違いについて、市としてどのように4号、5号、これを整理されているのかお聞かせください。1点目でございます。

2点目、次に、条例の中で重視されている子どもの人権の尊重、保護者への支援についてお尋ねいたします。この理念を、実際の現場でどう実現されようと、今現在まだ検討していないということであれば、それでも結構ですけれども、実現しようとしているのかお伺いいたします。

3点目、先ほど4号でも質疑させていただきました。5号でも同じなんですけれども、人材確保と、特に育成という面についてお聞きいたします。市のほうで伴走支援、この質というのは結局のところ職員一人ひとりの力量に支えられるものであるというふうに認識しているところがございますけれども、そういった意味で専門性ある人材を安定的に確保し、なお、定着を図るために、市としてのサポート体制、どのように検討されているのか、議案第5号についても質疑をさせていただきます。

最後、4点目でございますけれども、この新しい基準が令和8年4月から4号と同じように施行される、そういう予定なんですけれども、関係機関との調整、既存事業者への移行支援、保護者への丁寧な周知など、円滑な導入に向けた市の準備状況、今後の見通し、お聞かせいただきたい、このように思います。

以上でございます。

○議長（飯嶋正利） 伊場哲也議員の質疑に対し答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（八馬祥子） では、お答えいたします。

4号と5号の違いについてということですが、本事業を実施する施設は、議案第4号で上程した旭市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する条例に適合していることが条件となり、市がその条例に基づいて児童福祉法に基づく事業の認可を行うものとなります。

一方、議案第5号は、市が子ども・子育て支援法に基づく給付費の支給対象施設として、市が確認をした実施事業者が守るべき基準となります。市が確認をした事業者は、特定乳児等通園支援事業者となり、乳児等支援給付費の支給を受けることができますようになります。

子どもの人権についてですけれども、ゼロ歳から2歳の未就園児が保育士など専門的な知識を持つ職員に見守られ、同年代の子ども同士が触れ合いながら、家庭では得られない様々

な経験を通じて心身の健やかな成長と発達を促すことを目的としておりますので、この事業を行うことによって、そういった人権が尊重されると考えております。

先ほど、保育士の育成ということでございましたけれども、一人ひとりの力量がということもございましたが、そうした力量で差ができないように、平均的な保育ができるように、現在もその職に応じた研修を実施しているところです。また、県等で実施している研修等も案内し、職員の質の向上に努めているところでございます。

今後のスケジュールとしましては、年度内に事業実施希望者を募りまして、事業認可に向けた調整等を行い、令和8年4月1日の事業開始に向けて準備を進めてまいります。

保護者等の周知につきましては、事業開始までに事業の内容等について市ホームページ等で早めに周知してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 伊場哲也議員。

○4番（伊場哲也） 再質疑2点、お伺いいたします。

研修というと、ややもすると上から与えられた、そういう意識が拭えないところがあるかと思いますが、現場の先生方が課題、これを認識しながら、その課題解決のために様々なアイデアを出して課題解決をする。そういったことで、現場の先生方自身がお互いに学び合う、与えられた研修ではなくて課題解決のためにお互いに学び合う、そういったシステムあるいは仕組み、現在考えていらっしゃるでしょうか。これが一つ目ね。

二つ目でございます。4号、5号につきましても令和8年4月施行ということになるかと、あるいは予想されますけれども、今現在、こういったところが難しいなど、あるいは市としてこの点は重視して取り組んでいかなければいけないなどといった点がもしありましたらお答えいただきたい、このように思います。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 再質疑に対し答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（八馬祥子） 研修の関係についてですけれども、課題解決のためにということで、研修以外でということだと思っておりますけれども、現在も保育所内では日々の保育の振り返りを先生方、空いている時間に行っていただいて、問題の共有ですとか解決に向けての話し合いを実施しておりますので、今後もそういったことを続けていく予定でございます。

あと、事業実施に向けて難しいという点があるかということですが、現在、ちよっ

と前に事業実施希望者を募りましたところ、民間事業者から手挙げもございましたので、事業実施のめどは立っているところでございます。

今後は、来年4月から事業を開始できるように実施事業者と調整をしていくということで、特別、今、課題等というのは見えてきておりません。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 伊場哲也議員。

○4番（伊場哲也） 最後の質疑をさせてください。

課長答弁、理解をさせていただいているところではございますけれども、条例の制定、理念の実現、運用、あるいは人材への、先ほども申し述べましたように伴走支援、現場の声を大切にした施行準備というのは極めて大切なのではないかなど。いわゆる成功させていく意味でということ、意義あるものとして進めていくという視点からですね。やっぱり真に機能させるためには、持続ある、続けていく、あるいは現場の声をいかに拾い上げて改善していくか、これも大事であることに違いないというふうに思います。

そういった中で、子ども一人ひとりの状況というのは毎日変化するわけで、それに対して職員の負担ですとか悩み、これも重なっていくと思います。対話と検証のサイクルといいますか、市と現場との対話、それから、出てきた課題等の課題解決に向けての検証、こういったものについて、今現在どのようなお考えがあるかお聞かせいただければありがたい、このように思います。

以上でございます。

○議長（飯嶋正利） 再々質疑に対し答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（八馬祥子） 今回の事業は来年から開始するというので、市にとっても初めての事業となりますので、実施していただく事業所と十分連絡調整を取りながら、情報共有を図りながら、事業の実施がうまくいくように調整を図ってまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（飯嶋正利） 伊場哲也議員の質疑を終わります。

伊場哲也議員は自席へお戻りください。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第5号の質疑を終わります。

議案第6号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第7号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第8号について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

林晴道議員、質問席へ移動願います。

準備が整い次第始めてください。

林晴道議員。

○12番（林 晴道） それでは、議案第8号、旭市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定に関して質疑を行います。

期末・勤勉手当の支給率及び給料表の改定について、市内の実情を踏まえているのかを確認いたしますが、まずは、給料表の大本となる令和7年人事院勧告及び千葉県人事委員会の勧告の趣旨とその役割について伺います。また、人事院の勧告にある民間準拠の点に対する本市の捉え方をお尋ねいたします。

○議長（飯嶋正利） 林晴道議員の質疑に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（向後 稔） 人事院及び千葉県人事委員会勧告の趣旨と役割ということでございますが、公務員におきましては労働基本権が制約されているため、その代償措置として公務員の適正な処遇を確保するために行われるものでございます。

また、公務員に対し勤労者として適正な給与を支給する役割を担っておりまして、情勢適応の原則に基づき、その時々々の経済・雇用情勢等を反映して、民間企業における給与水準と均衡させることを目的として行われております。

民間準拠について本市の見解ということでございますが、旭市のように人事委員会を置かない市町村の給与改定につきましては、都道府県の人事委員会に準拠するとされております。千葉県の人事委員会としては、県内全てを対象として調査しておりますので、広い範囲で本市も含まれているものと認識しております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 林晴道議員。

○12番（林 晴道） それでは再質疑を行います、地方公務員法の第24条第2項にございます均衡の原則として、ここには、職員の給与は民間事業者、民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定めなければならないとあります。そのため、人事院が民間事業者の給与の事情を反映している、本市ではその勧告に準拠し給与改定をしている、それに従っているから、結果として国及び地方公共団体は事情を考慮したというように思われていらっしゃるのでしょうか、しかし、この法の趣旨からすると、旭市内の民間事業の従事者の事情を考慮せよと言っているわけなんですよ。その法律の趣旨をどの程度踏まえているのか、再度お尋ねをいたします。

○議長（飯嶋正利） 再質疑に対し答弁を求めます。
総務課長。

○総務課長（向後 稔） 地方公務員法の均衡の原則に基づいてということでございます。

先ほど申し上げましたように、旭市においては人事委員会を設置していないために、地方公務員法の均衡の原則に基づく民間企業との給与水準との均衡を図るために、人事院勧告、千葉県人事委員会勧告に準拠しているところでございます。これによりまして、千葉県人事委員会勧告に準拠することによりまして、先ほど申し上げましたが、旭市を含む千葉県全域を調査対象として無作為に抽出された民間企業と均衡を図ることができるため、間接的ではありますが地域の実情を考慮できているものと考えております。

議員おっしゃるように、旭市内の事業所を考慮するという必要は当然あるかと思えます。市職員は直接地域の市民と関わり仕事をしておりますので、市民感覚といいますか、市民の目線に立った職務を行うことはもちろんですが、給与改定におきましても市民の皆様に納得していただけるように、均衡の原則に基づいて国家公務員に準拠して、あるいは千葉県職員に準拠して、あるいは近隣の市町村の職員とも均衡を図っているところでございます。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 林晴道議員。

○12番（林 晴道） それでは、最後に質疑を行いますけれども、今のご回答とかやっというお考えでは、なかなか市内の実情を踏まえているというふうにはならないわけですよ。旭市の実情を踏まえていないようでございますが、人事院勧告の民間給与の実態調査の対象事業所となっているのが企業規模50人以上かつ事業所規模50人以上であるはずですが、それでは、お答えいただける範囲で結構ですけれども、本市ではどのような事業所が該当して、どのぐらいの事業者があるのか、そこをお尋ねいたしたい。

また、僕もそうですけれども、皆さんも市民の貴重な税金を頂戴して、このように仕事をさせてもらっているわけなんですよ。市民のため、旭市のため、それからどうでしょう、愛する人のために、いろいろあるでしょうけれども、旭市民とかけ離れていないような、そのような意識を持ってほしいと、そのように思いまして、それで確認をいたしております。

せめてボーナスの実態を、アンケート調査などを行うような、実際に行えということではありませんけれども、そういう市民とかけ離れてはならないというような、そういう意識を僕も皆さんも持っていただきたいと思うので、最後に本市の見解を求めたいと、そのように思います。

○議長（飯嶋正利） 再々質疑に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（向後 稔） まず、旭市内の50人以上の企業の数でございますが、62ほどございます。人事院勧告につきましては、今年度から100人以上の企業を対象としておりますので、100人以上の企業に絞りますと13の企業ということでございます。

そういった民間の企業との比較ということでございますが、人事院や人事委員会での調査というものは、民間企業との給与比較につきましては、単純平均の比較ではございませんで、いわゆるラスパイレス方式という加重平均で比較を行う必要があります。また、市内の調査対象となる事業所数も先ほど申し上げましたように数が制約されますことから、実際の調査というものは物理的、人間的にも難しい状況にあるかと考えております。

しかしながら均衡の原則からいえば、議員がおっしゃるとおり何らかの形で市内民間企業の給与を調査して、市職員の給与と比較して給与を決定することは、もちろん理想でございます。市が独自で民間企業の調査を行うことは、様々な事情によりまして難しい面がございますが、議員ご指摘のとおり、地域の実情の把握や市民の皆様の声に耳を傾けることは市政においても最も重要なことでもありますので、これらのことを念頭に置きながら、今後適切な給与体制の構築に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 林晴道議員の質疑を終わります。

林晴道議員はそのまま質問席でお待ちください。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第8号の質疑を終わります。

議案の質疑は途中ですが、午後1時まで休憩いたします。

休憩 午後 零時 1分

再開 午後 1時 0分

○議長（飯嶋正利） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案の質疑を行います。

議案第9号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第10号について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

林晴道議員。

○12番（林 晴道） それでは、議案第10号、旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行いたいと思います。

こちらは、健康増進センター、長熊釣堀センター、コミュニティ施設などの使用料改正に至った経緯に関して、施設ごとに伺いたいと、そのように思います。

今回の改正案は、旭市健康増進センターを含む公共施設の利用料を見直すものであり、その背景には、近年の物価高騰などによる管理運営経費の増加があると、そのような説明でありました。このため、受益者負担の公平性を考慮して料金改定を行うということですが、現在、物価上昇など、市民生活に与える影響が大きく、特に年金生活者を中心に、高齢者世帯では、非常に日常の生活費に加えて健康維持のための費用が大変増しているという状況であります。そんな中、身近な公共施設の利用料改定は、これらの世帯にとって非常に重要な問題でございます。こうした状況の中での料金改定に当たっては、市がどのような実態把握と根拠を基に改定を行おうとしているのか、先ほど申した施設ごとに確認をさせていただきます。

まず、旭市健康増進センターのうち、歩行専用プールを有する海上健康増進センターの利用状況について伺います。

過去5か年の利用者数の推移及び直近年度における65歳以上の利用者割合について伺いたいと、そのように思います。

次に、旭市長熊釣堀センターの実情について伺います。

近年、複数の利用者から管理運営に関して度々苦情をいただきました。当施設を長年ご利用いただき、釣りとその施設が好きな方々を代表して、要望、陳情を定期的に訴えかけていると思いますが、その内容に対して全く対応を試みない、その理由を伺いたいと、そのように思います。

次に、旭市コミュニティ施設に関して伺います。

ここでは、各施設ごとの利用率と直近3か年の推移を伺い、また施設の偏在に対する本市の見解をお尋ねいたします。

○議長（飯嶋正利） 林晴道議員の質疑に対し答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（黒柳雅弘） 私からは、海上健康増進センターの利用状況についてお答えいたします。

年間利用者数、延べ人数ですが、令和2年度は6,533人、令和3年度7,548人、令和4年度1万604人、令和5年度1万4,699人、令和6年度1万5,791人となっております。また、令和6年度における65歳以上の利用者は1万158人で、全体の64.3%を占めております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 商工観光課長。

○商工観光課長（金杉高春） 私からは、旭市長熊釣堀センターの実情としまして、管理運営についての苦情であったり、市の対応状況、それから苦情の対応ができていないというようなことでのご質疑でした。

回答です。管理人に対する苦情につきましては、電話をいただいたり直接話を伺うなどで把握をしております。件数と内容につきましては、本年度10月末現在で、電話によるものが4件で窓口への来庁が2件ございました。また、施設管理及び運営方法などについては、施設管理人からも意見をいただいたりしております。

苦情の主な内容につきましては、一部の管理人の接客に関するものや、この施設で今、野生のカワウが飛来しておりまして、そのカワウによりフナを食べられているという食害がございます。フナが減っているというようなことで、その対策についての苦情が来ております。

その対応でございますけれども、対象の管理人に対しては直接苦情の内容を伝えるとともに、改善するよう指導をしております。また、カワウによる食害につきましては、花火など、音による威嚇のほか、目玉風船やテグス等の鳥よけグッズなどによる対策を講じているとこ

ろです。

ただ、苦情の対応について、目に見えてこないということでもございました。分かりづらいということでもございました。これにつきましては、今後利用者への対応改善を含めまして、利用者に寄り添いながら、意見を聞きながら適正な管理運営に努めていきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（飯嶋正利） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（江波戸政和） それでは、コミュニティ施設関係の利用率等に回答したいと思います。

コミュニティ施設ですが、コミュニティセンターとふれあいセンター、萬歳多目的センターがあります。今回、みそ作りの改正のことで出させてもらっておりますので、コミュニティセンターとふれあいセンターについて回答させていただきたいと思います。

コミュニティセンターですが、令和4年の利用人数が1,503人、うち、みそ作りということですので、調理室が216人の利用があります。利用率に直しますと3.2%になります。あと、令和5年が2,264人、うち調理室が206人、利用率に直しますと7.6%。令和6年度利用人数が2,786人、うち調理室が270人で、率に直しますと4.1%です。

続いて、ふれあいセンターです。ふれあいセンターが、令和4年利用人数が1,435人、うち調理室が391人で、率に直しますと13.0%。令和5年が1,483人、うち調理室が398人で、率に直しますと12%。続きまして令和6年、1,698人で、うち調理室が379人、率に直しますと10.4%になっております。

あと、偏在という話がありました。コミュニティ施設に関しましては、合併前の旧干潟町時代から各小学校区に一つずつコミュニティセンターということで設置されておまして、現在も同様の利用ということになっております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 林晴道議員。

○12番（林 晴道） それでは、再質疑を行いますけれども、海上健康増進センターに関して、令和6年度の利用者の約64%が65歳以上、つまりシニア層が中心になっておりますね。今回の改定では、直近3か年の平均維持管理費を算定の基礎とし、そのうち一定割合を利用者負担にするとされておりました。この方法は施設ごとに一律の算定基準を適用しているように見受けられますが、この健康増進センターは主に高齢者の健康づくりを目的とした施設でありまして、このような利用実態を踏まえて、算定において特別な考慮、それから調整が

行われたのかなと、そうあるべきだから確認したいんですけども、その部分について伺いたいと思います。

次に、旭市長熊釣堀センターに関して、残念な苦情的な要望、陳情があるようで、利用者だとか市民の、これは大変勇気があるご意見だと思いますよ。これを担当課は、仲間意識からなのか、責任を逃れるために、市長の権威だとか地位を利用して身を守ろうとしているように感じてしまうんですね。施設関係者の勇気ある声をゆがみなく市長に伝えて、真摯に対応することが担当職員の務めであろうかなと、お願いしたいなと、そのように思うんですけども、担当課、それから副市長に見解を伺いたいと、そのように思います。

また、職員を指揮監督する権限を持つ市長は、この御意見を受けるのか、それとも担当課に任せるのか、米本市長の見識を求めたいと、そのように思います。

○議長（飯嶋正利） 再質疑に対し答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（黒柳雅弘） 健康増進センターの算定に当たっての考え方についてですが、算定に当たりましては、まず直近3か年の維持管理費の平均を基に基準使用料を算出し、受益者負担率をおおむね50%を上限として設定しております。

健康増進センターにつきましては、近隣団体や類似施設の料金水準も参考にし、現行料金のおおむね1.5倍とすることで、過度な負担とならないよう調整いたしました。また、高齢者の利用が多いことも踏まえ、公共性の高い施設として、利用しやすさを確保する設定としております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 商工観光課長。

○商工観光課長（金杉高春） 長熊釣堀センターの関係です。

こちらにつきまして、苦情があるということでございました。長熊釣堀センターは旧干潟町からの開設以来、63年から開設しています。フナ釣り愛好家にご利用いただき、愛されてきた施設であることは認識しております。引き続き継続していく施設として、利用者の声を聞きながら、できることは改善しながら、利用者に寄り添い、適正な管理をしてまいりたいと思います。

また、誤解が生じているところは、しっかりまた誤解を解消していきたいと思います。

また、早急に対応できるものとして、年に一度利用者の皆様の貴重な意見を幅広く伺うための利用者アンケートを実施し、運営に反映してまいりたい。それから、日々の気づきやご

要望を気軽にお寄せいただけるような意見箱の常設をしていきたいと考えております。よろしく申し上げます。

○議長（飯嶋正利） 柴副市長。

○副市長（柴 栄男） 今、長熊釣堀センターの話でありましたけれども、市の管理している施設につきましては、利用者からの意見であったり要望がありましたら、それは適切に対応してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 米本市長。

○市長（米本弥一郎） 副市長も申し上げましたとおり、長熊釣堀センターに限らず、市政運営に当たりましては市民の皆様の声に真摯に耳を傾けまして、市政運営に誠実に当たっていききたいと考えております。

（「議長、ちょっと熱くなっちゃって、さっき一つ質問するの忘れちゃったんだけど、いいですかね。2回目の質問を追加で。あれだったら3回目ですとめますけれども」の声あり）

○議長（飯嶋正利） では、もう一度、それだけ。

○12番（林 晴道） すみません、先ほど質疑漏れがございました。答弁漏れはよく聞くんですけども、議長のご配慮で、追加でちょっと付け加えさせていただきます。

すみません、最後の三つ目で、旭市コミュニティ施設に関してなんですけれども、先ほど、ちょっとメモっていてごちゃごちゃとなってしまったんですけれども、施設の偏在に対する本市の見解ということをもうちょっと分かりやすく伺いたいなというように思うんです。偏在している状況は皆さん、課長も僕も分かっておりますので、それに対するどのような見解を持っているのかなと、そのように思うんです。

それから、みそ等の製造部門に関して、農産物処理加工センターですか、これらを含めまして、担当課としては、利用率の向上がなかなか人口減少の中で見込めない施設では、まず経費削減を行って、それから維持管理費の見直しとか統廃合の検討を行った後に使用料金の設定を研究すべきと僕は考えるわけですが、その点に関して、市長のご見識もしくは担当課の見解、そちらをお願いしたいと、そのように思います。

○議長（飯嶋正利） 再質疑に対し答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（江波戸政和） それでは、先ほど、1回目の関係で3施設の偏在の関係だと

思います。個別施設計画では、今後3施設ある施設に関しましては、民間の貸付けだったりだとか統廃合、売却だったりという視野にはなっております。しかしながら、ある程度の利用者がおりましたり、あとみその製造に関しましては比較的人気があるのかなというふうにはちょっと捉えております。ですので、そういう利用者の声などを整理しながら、今後統廃合だったり民間貸付け、売却だったりとかを考えていきたいなというふうにご考えております。

あと、経費の関係だったと思います。今も申し上げましたが、みそ作りに関しましては比較的人気のある利用状況なのかなとは自分としては思っております。経費の削減等につきましては、人件費だったらシルバー人材センターの活用だったりだとか、あと電力の関係だとESP方式ですか、というのを取り入れて光熱費の削減等に努めておりまして、課内でも経費の削減に関しましては協議を重ねておりますが、なかなかよい方策が模索できていないという状況にはあります。現状から脱却がちょっと難しい部分もあるというのは現状ではあるかなとご考えております。そのような中から、今回改正に至った経緯ということになるろうかと思っております。よろしくお願ひします。

○議長（飯嶋正利） 農水産課長。

○農水産課長（伊藤弘行） 農水産課で管理している旭市農産物処理加工センター、これは干潟地域にあるところなんですけれども、それと旭市海上農産物処理加工センターにつきましては、海上農産物処理加工センターなんですけれども、この加工センターなんですけれども、当初海上地域の農業経営改善とか体験農園の休息、それから交流促進及び地域の活性化を図ることを目的に17年の3月に設置されました。それで、維持管理につきましては、株式会社うなかみの大地ということで、地域協働により起業した会社が運営しておりまして、その後その会社が令和3年に解散しています。その後、令和3年から市で管理運営を行っている施設でございます。

この施設なんですけど、一応個別施設計画では、施設の長寿命化に向けた大規模修繕を行っていないことから、令和9年に使用期間を終了するというようになっておりまして、ご利用されている方については今後検討してまいりたいというふうにご考えている施設になっておりまして、施設の統廃合的には、一応干潟地域の農産物処理加工センター、そちらのほうは改修して使うような形でなっております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 林晴道議員。

○12番（林 晴道） ご配慮賜りまして、それでは最後の質疑を行います。

健康増進センター、この施設は利用者の6割以上が65歳以上の高齢者であり、歩行専用プールを中心に、健康づくりや生活習慣病予防を目的とした健康を守るための施設だと思っています。こうした性格の施設において料金の値上げを行うことについて、同じく公共性の高い施設として、パークゴルフ場では65歳以上の料金区分が設けられていますが、なぜ海上増進センターについてはそのような高齢者への配慮が検討されなかったのか、その点を伺ってみたいと、そのように思います。

そうなりますと、今回の料金改定方針の下では、市全体の高齢者への料金面での配慮が全くなくなっていくこととなります。一方で、健康増進センターをはじめとして、こうした施設の利用目的をもう一度考え直していただきたい。健康づくり、それから生活習慣病予防となっておりますので、利用者の大半を占める高齢者が持続的に利用できる環境を確保することが重要であろうと考えます。

この点、次の見直しが5年後とされている中で、今後5年間は今回の料金が固定されることとなりますが、高齢者の健康維持という政策目的と受益者負担の適正化という考え方のバランスをどのように整理しているのか、その点改めて伺います。

次に、旭市長熊釣堀センターは、施設利用者の気持ちをないがしろにするような体制の中で、担当課で管理運営していくことは限界があるかと感じています。料金改正を行う前に所管替えだとか指定管理制度への再移行を検討しなかったのか、その点に関して詳しく伺いたいと、そのように思います。

最後に、旭市コミュニティ施設に関してですが、本市は合併20周年を迎え、記念イベントに予算を使う一方で、依然1市3町に類似する施設が存在しており、使用料の改定とともに施設の統廃合や最適化を行うことが重要になろうと考えます。その点、コミュニティ施設を所管する生涯学習課に対して見解を求めたいと、そのように思います。

○議長（飯嶋正利） 再々質疑に対し答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（黒柳雅弘） 海上健康増進センターの料金区分の考え方についてですが、今回の見直しは、市全体の使用料・手数料の適正化に係る基本方針に基づき、一律の基準で整理したものでありまして、個別施設ごとの増減幅や利用者層による区分は設けておりません。一律の料金体系とすることで、全ての利用者に対して公平性を確保する考え方の下で見直しを行っております。このため、今回の改定においては年齢による料金区分は設けておりません。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 商工観光課長。

○商工観光課長（金杉高春） 長熊釣堀センターの施設の今後の管理あるいは所管替えの関係のご質疑でした。

この釣堀センターは、平成25年から平成27年度は指定管理制度を導入いたしました。その最終年の平成27年度にまた更新のための公募をかけたんですけれども、手が挙がらず、応募者なしという結果になりました。それを踏まえまして、市として今後の施設の管理についてどうするかという協議をした結果、直営の管理でいくという結果に至ったわけでございます。ですので、所管替え等を行わず、そのまま商工観光課で管理をしていくという方針でこれまで来たものでございます。よろしく申し上げます。

（「これまでじゃないよ。これまでじゃなくて、研究とか検討したのか聞きたかった。これまでののは何となく分かっていますよ、10年前の話だからそれ」の声あり）

○商工観光課長（金杉高春） 分かりました。今後の指定管理という検討でございました。こちら、今までの方針が直営でいくということでもございました。今後の管理につきましても、公共施設の総合管理計画もございます。指定管理も含めまして、施設の適正な管理運営について検討してまいりたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（飯嶋正利） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（江波戸政和） 今、議員からもありましたように、合併20年を迎えましたというところでありました。いまだに、おっしゃいますように市内には多くの類似施設、みそ作り等に係る施設も多く残っております。施設の統廃合、最適化ももちろん検討すべき重要な事案であるということで、施設担当課としましては理解しております。

ただ、今回の生涯学習課所管のコミュニティ施設等の一部の使用料の改正等につきましては、何回か言葉としては出ておりますが、物価高騰対策だったりだとか受益者負担の公平性の観点、そのような中から今回利用料の改正ということでお願いしているものとなっております。ご理解のほうをよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（飯嶋正利） 林晴道議員の質疑を終わります。

林晴道議員は自席へお戻りください。

続いて、伊場哲也議員、質問席へ移動願ひます。

準備が整い次第始めてください。

伊場哲也議員。

○4番（伊場哲也） 議案第10号、旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定についてお伺いいたします。

今回の改正は、市民の皆様から頂く使用料及び手数料を見直し、施設の維持管理やエネルギーコストの上昇、物価高騰対策、5,000万円程度の負担削減等、社会情勢の変化を踏まえた適正な水準へ見直すための対応と理解いたしました。したがって、公共施設の利用環境の維持と財政健全化の両立の観点から、一定の見直しは必要であるということを確認いたしました。

ただ、今回の改定に当たりましては、各施設の維持管理コスト、利用件数、料金収入などを把握した上で施設ごとに試算を行い、利用実態や近隣自治体の水準も参考にしているということをございました。

ここで伺いたいことは2点あります。1点目、料金改定の根拠となるコスト試算、いかようにされたのかということをございます。2点目、利用実態調査の検証がどうだったのかと、この2点をございます。

ただいま、前者から、多々質疑、答弁、私もお聞きして、議案質疑通告書には詳細を伺うということで通告をさせていただきましたが、20施設ほどある公共施設全てお答えいただくことについては当然困難であるということ承知しておりますので、別表第1、第2条関係その1で示されている施設、健康増進センターが話題になっておりますので、健康増進センター、これ、ピンポイントで結構です。代表的な施設を基に答弁をいただければというふうに思います。2点、料金改正の根拠となるコスト試算並びに利用実態調査の検証がどうだったのかお答えいただきたいと思います。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 伊場哲也議員の質疑に対し答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（椎名 実） それでは、施設全体のコストと利用実態の検証の詳細ということで、私のほうからご回答いたします。

改定案を検討するに当たり、施設の維持管理経費の推移を検証いたしました。その結果、今回使用料の改正を行う16施設で申し上げますと、平成28年度から平成30年度までの3か年の平均が約3億5,000万円、令和3年度から令和5年度までの3か年の平均が約4億円であり、約5,000万円増加をしております。主なものを申し上げますと、人件費が3,000万円の増、委

託料が約900万円の増、光熱水費などの需用費が約160万円の増という状況になります。

ちなみに、今、海上健康増進センターの話がありましたのでその施設に限っていいますと、平成28年度から平成30年度までの維持管理費が3か年の平均で約2,924万円、令和3年度から令和5年度までの3か年の平均が約3,326万円であり、約400万円の増加がございます。主なものを申しますと、施設の修繕費が174万円の減ではありますが、人件費が176万円の増、トレーニングマシンの追加が390万円の増という状況です。

次に、利用実態調査の検証の詳細ということで、今回の改正は、物価高騰による維持管理経費の増加により、受益者負担を適正化していくことが理由でありますので、各施設の利用実態の詳細までは確認はしておりませんが、今回使用料の改正を行う16施設の利用者数は、平成30年度が約22万9,000人に対して令和5年度が約19万4,000人であり、3万5,000人ほど減少している状況です。これを海上増進センター一つの例でいいますと、利用者数は平成30年度が約2万6,700人に対し令和5年度が約1万4,700人であり、1万2,000人ほど減少している。

以上になります。

○議長（飯嶋正利） 伊場哲也議員。

○4番（伊場哲也） 課長の答弁で、だから料金改定なのという感じがしないでもないのですが、適正な使用料を財政負担等々も勘案して検討されたんだといったことは理解をいたしました。何よりも、前者の答弁で、市長、副市長の市の公共施設に対しての在り方、そして市民の声に対しての市政運営の在り方、大変前向きな答弁を私もお聞きしましたので、仮に公共施設の利用料が、分かりませんが、多分改定されるのでしょうか。しかしながら、そういう市政運営に公共施設をどう、いわゆる施設管理をしていくのかといった視点からは、有望な答弁が聞かれたなというふうに私自身聞いていて思いました。

使用料の見直し、当然私も含めて高齢者になりますので、ちょくちょく海上健康増進センター、先ほど話題に上がっておりますプールで足腰を鍛錬しております。そういった中で、私も市民の利用者の声に耳を傾けるんですね。やっぱり大事なのは身近な公共サービス、この提供を受ける受益者負担とありますけれども、利用者の納得性あるいは公平性、これはやっぱり真摯に耳を傾けなければいけないのかなということをつぶさに感じているわけなんですけれども、お伺いします。

これまで、単に公共施設の利用について、財政負担の軽減だけにとどまらず、今言いましたように利用者の納得性とか公平性、こういった観点から、どのような、例えば説明ですと

か、過去に、あるいは市民の声を聞いてどのような対話を重ねてこられたのかお伺いいたします。市民の声をよもや聞いていないということはないと思いますけれども。また試算や近隣比較の結果を踏まえた上で、今回の改定が単なる値上げではなくて、公共施設の質、これを保つための、私は再投資なのではないかなと、維持管理も含めて、そのように捉えますので、今後は市としてどのように市民に発信、そして理解を得ようとお考えなのかお聞かせいただきたい。2点目ね。

3点目、4点目ございます。すみません。料金改定後、先ほど1万2,000人利用者が減少している。分かりませんが、私はさらに減少が加速されるのではないかと推測しております。根拠があるんですよ。料金改定後の利用動向をどのように把握し、そして5年間見直さないのかな……、必要に応じて柔軟に見直す、そういった仕組みを設けるお考えはあるのか、3点目にお伺いいたします。

2回目の質疑の4点目でございます。財政健全化、市民の利用者の納得性、利用機会の確保、この両立を市としてはどう実現しようというふうにお考えなのか、2度目の質疑でまとめて4点質疑させていただきます。4項目ご理解いただけましたでしょうか。担当課長、大丈夫でしょうか。もし分からなければまたやり取りの中でご説明させていただきます。よろしくをお願いします。

○議長（飯嶋正利） 再質疑に対し答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（椎名 実） ちょっと抜けていたらまたご指摘いただいて、それぞれの施設において、利用者のいろいろな意見というものがあろうかと思っております。それは、それぞれの施設において利用される方々の意見をどんな状況でもお伺いして、それに対応していくということになりますが、今回この改正については、議員のほうもご理解いただいているとは思いますが、物価高騰によつての約5,000万円の増加、これに対する対応というものがまずメインであります。ですから、それぞれの施設についてのこういったご要望とかいろいろ、あと不備がある点とかもあります。こういったものについて、これは故障したままとかそういったことでそのままにしておくということにはなりませんので、これについても今回の使用料の改正とは関係なく考えていかなければならないことだとは思っています。ですから、これは今後各施設の必要性や在り方も含めて総合的に勘案し、対応していく必要があるものだと考えております。

（「最初の、対話されたのか、市民の声、これを取り入れて。よろしい

ですか、議長、補足説明。市民からの声、これを取り入れて市民と対話されたことはございますか。1点目です」の声あり)

○行政改革推進課長（椎名 実） 今回のこの改正に対しては、市民にご意見を伺ったとかということではないんですが、この手数料・使用料の見直しというのはアクションプランのほうにも掲載していますけれども、定期的に見直しを行っていくということにしております。それで、過去も26年と3年に改正を行っている状況です。約5年に1回ということで、今回そういったところにも差しかかりますが、そのほかに今のこういった物価高騰という状況があって今回の改正は致したのですが、都度見直しをするというふうになっておりますので、その都度そういう状況があったときには対応してまいりたいと考えております。

（「議長、答弁漏れ、発信について」の声あり）

○議長（飯嶋正利） 暫時休憩。

休憩 午後 1時43分

再開 午後 1時44分

○議長（飯嶋正利） 会議を再開いたします。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（椎名 実） 今回のこういった改正、これについての市民への発信ということで、これにつきましては、当然施行日において、8年の4月1日が施行期日となっております。これは、周知期間というものを置くために施行期日を先に設定をしております。この間にいろいろな手法をもって市民の方々へは周知していきたいと考えております。以上です。

○議長（飯嶋正利） 伊場哲也議員。

○4番（伊場哲也） 2回目の質疑に対しての答弁、椎名課長、ありがとうございました。

使用料金の見直しの必要性、最初に言いましたように分かるんですね。理解はしてはいるのです。しかしながら、先ほど根拠ということをお話しさせていただきましたけれども、また広報あさひ等々で市民への丁寧な説明の姿勢、これについても今お伺いしました。

皆様方、いかがでしょうかね。旭市の海上の健康増進センター、使用されたことありますか。これは、担当課、健康づくり課長が場所をチェックして確認、把握されていると思うん

ですよね。もう5年ほども前からになりましようか、コロナ禍、いわゆる三密の回避ということで、壊れている施設、ずっとずっと修理していない施設がプールサイドの隣にあるのですけれども、ここですね。温かいサウナのような電気室、非常に気持ちがいいと推測できる個室、部屋なんですけれども、今現在も大変市民の皆様方にご迷惑をおかけしますと、休止中と。休止ですから、しばらく施設を使えませんか、そのアナウンスだと思うんですね。

ただ、休止、いずれ修理するという、そういう期待感を抱いて増進センターで自身の健康管理に励んでいらっしゃる方がたくさんおります、私の知っている限りにおいても。以前も一般質問でもさせていただいているんですけれども、実際の市民の声に耳をよく傾けますと、何だよ、ぶっちゃけたまま全然直してねえじゃねえかという。壊れたままの設備がありますよと。ご存じですよということに関係課長に確認と同時に、皆様方に今確認をさせていただいています。老朽化した部分が修繕されていませんよ。シャワーの出る箇所3か所あるんですけれども、もう1か所は穴で塞いでしまって使えていないと。やはり利用者にしてみると何だろうかなと。ある施設が使えないと。

これまで400円払って1回プールを利用していたと。ジムを利用していたと。今回は600円で値上がると。月会員が4,000円から6,000円に値上がると。あっちもこっちも物価高騰で、えっ、海上の健康増進センターも料金が上がるのかと。施設を直さないでよ。それで、市職員、担当課は何も言わないのかという声と一緒に利用している私のほうに来るんですね。私が直すわけではないですので、皆さん方の声は担当課、つまり健康づくり課のほうにお伝え申し上げますけれども、市の財政も逼迫していると。そして、計画に従って、優先順位に従っていわゆる市民の大事な税金を順番に順番に使っているというふうに対応しております。

しかしながら、今言いましたように、もうかれこれ5年になりましようか。七、八百万円ぐらい改修費がかかるんですか。ただ、改修費がかかるといっても、これは言い訳。だって、施設を市が抱えているあるいは市が管理運営している、指定管理者にお願いしながら。ですから、指定管理者の方も間に入って困っているんですね。何とかしてほしいと。そこを何とかしてほしいという声をお伝えし、料金値上げ、改正もやむを得ないでしょうという考えなんです。

施設の安全性、快適性を維持し、行政としての管理責任と説明責任を果たすこと、これが大前提だというふうに私は考えます。この点について、市のお考えをお聞かせ願えますでしょうか。よろしくどうぞお願いします。

○議長（飯嶋正利） 再々質疑に対し答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（椎名 実） 先ほどの回答と少し同じような話にはなっていますが、今回の改正についてで申しますと、維持管理経費の上昇による必要最低限のものであり、施設の設定の改修、修理、そこまでの対応等ができるというようなものではありません。しかし、故障したまま施設や設備を使用できないということは、これは先ほども言いましたが、使用料の改正とは関係なく考えていかなければならないものです。ですから、全体の在り方、そういったものも含めて今後考えていかなければと思っております。

やはりこの増進センターですか、こういったものに限らず、本市の公共施設は合併という状況の中で、市町で整備された施設を引き続いて抱えている状況があります。その辺は今後しっかりと考えていかなければならないと思いますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

（「議長」の声あり）

○議長（飯嶋正利） もう終わっています。

（「質疑ではございません」の声あり）

○議長（飯嶋正利） もう終わりです。

（「質疑を終えるための最後の言葉、これは認めていただけないのですか」の声あり）

○議長（飯嶋正利） 基本的には。

伊場哲也議員の質疑を終わります。

伊場哲也議員は自席へお戻りください。

続いて、松木源太郎議員、質問席へ移動願います。

準備が整い次第始めてください。

上下水道課長。

○上下水道課長（向後哲浩） すみません、先ほど松木議員からの議案第3号の2回目の答弁の中で、補正額についての回答の中で、9月に償還した金額について1,639万5,000円とご回答申し上げましたが、正しくは1,412万8,140円でした。

また、答弁の中で補足する事項等もちょっとございますので、改めて説明させてもらってよろしいでしょうか。

それでは、補正額1,420万5,000円と償還金3,060万円に対してのご説明を改めてさせていただきます。

令和7年度企業債償還金の当初予算額が2,833万4,000円であったため、償還額3,060万円円の繰上償還額に係る不足分226万6,000円と9月分の償還金1,412万8,140円、合わせて1,639万5,000円を予備費から充当いたしました。この結果、予算で予定していた3月の償還金、補正額でございますが、1,420万5,708円が不足するため、補正予算を計上したということでございます。

以上でございます。

(「1,400万円が不足したから、その分……」の声あり)

○上下水道課長(向後哲浩) 1,420万5,000円でございます。失礼しました。

○議長(飯嶋正利) 議案の質疑は途中ですが、2時5分まで休憩いたします。

休憩 午後 1時55分

再開 午後 2時 5分

○議長(飯嶋正利) 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案の質疑を行います。

松木源太郎議員。

○20番(松木源太郎) それでは、議案第10号についてご質疑を申し上げます。

私は通告の中でもって、改定率を説明の中で1.5倍にするか、1.6倍にするかの差があるということを申ししていたので、いろいろと気になって調べてきました。しかし、今回の改定については、大変大きな問題があると思うんです。特に、今、大変物価が上がっていて、インフレ率がどうだこうだと言われているときに、旭市が利用料を値上げするというのは市民に対して大変失礼な決定事項になるのではないかと考えております。

林議員や伊場議員が詳しいことをご質疑されたので、私はそれ以上言うことはありませんけれども、ただ一言言っておきたいことがあります。

それは、実は社会体育施設は、民間の方に全部1億数千万円でお任せしています。令和6年度の決算では、年間1億1,355万7,000円支払っております。社会体育施設の利用料は、市の条例に基づいて民間の委託者が受け取って、それも収入でもって計算して、市との間でもって契約金を払っている、こうなるわけですね。そっちのほうはそのままにしているということはどういうことなんでしょうか。

物の考え方からいったら、直接市が頂いている料金は上げさせてもらうけれども、民間のほうに社会体育施設をお願いしているところはそのままでよろしゅうございますという、こういう矛盾したことになるのではないですかね。このところ一つだけ、私はちょっとこの問題では言っておきたいと思います。それ以外のことは両議員が大体言ってくれましたので、私が言うところはないと思いますので、その点だけご回答いただきたいと思います。

○議長（飯嶋正利） 松木源太郎議員の質疑に対し答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（椎名 実） それでは、お答え申し上げます。

今回の改正に当たっては、原則として施設ごとに、また健康福祉施設や公民館等の類似施設については、その施設の用途ごとに基準使用料というものを算出しました。これと、今現行で頂いている使用料とを比較して、またそこに近隣団体等の使用料も考慮した上で改定案を決定いたしました。改定率は、各施設ごとにまちまちになっているというのは、各施設のいろいろな状況を加味しておりますので、そういう状況になりました。

今般制定しました使用料・手数料の適正化に係る基本方針、こういったものを基に、原則として全ての使用料及び手数料の適正化の対象としているんですが、今言った指定管理を行っている施設については、この後もう一回更新の時期がまいります。その時点で行うというようなこととしております。ですから、今回その条例に載っているほかの施設について改定を行ったというような状況になっています。

この方針の考え方としては、受益者負担の公平性、これをある程度重点を置いて考えておまして、施設利用者が施設利用の対価として負担すべき費用を負担してもらい、税金を過度に投入することを防ぐことで、施設を利用しない方の負担を軽減し、納税者全体の公平性を確保すると、そういったことを考えております。

これは、利用される方は特定の受益を得るわけですが、一方、それ以外の市民の方は費用のみを負担して利益を享受することにはなりません。ですから、このような不公平性を生じさせないために、使用料の適正化を図るという趣旨で今回改正いたしました。

それと、質疑の中に手数料についてもございました。手数料につきましては、今回は改正を見送ってございますが、これは国の政令により標準額や算定方法等が示されており、これを参酌するというようなものが多いために、今回は見送っております。しかし、先ほど言ったスポーツ施設等も近いうちに全て見直しをするという方向では考えております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 松木源太郎議員。

○20番（松木源太郎） そうすると、第2弾として来年か再来年、来年中には社会体育施設の利用率も見直しにすると。見直しにすれば、入った分は委託料の中から減らせますから、そういうことなんですか。私、その考え方はもっともな点もあると思います。

ところで、もっと大事なことは、ここに今、私は旭市使用料及び手数料に関する条例を全部持ってきました。その中で、もっと大事なことは何かというと、社会体育施設もそうですけども、道路占用使用料なんかも含めて、物価が上がっているんだから、電柱1本1年800円、これを900円にしたらかなりの収入になりますね。こういうところまで目をやらなければ、本当に市民が納得しませんよ。

このところを広く見て、それでもって住民の方に負担をいただくんだったら、同じ、例えば電力会社とかそういうところの利用率についても上げようじゃないか、こういう発想がなぜ市の中で出てこないのか。こういうやり方をしなければいけないのではないかと、そういうことで、それについてのご意見をお伺いしたいと思っております。

○議長（飯嶋正利） 再質疑に対し答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（椎名 実） 今、質疑にもありました占用料、そういったものについても、一応方針の中では触れています。これはさておくということではなくて、今回改正を行ったそういう値上げをする基準とはまた考え方が別なので、これは先ほどの指定管理の話もそうですが、それはやらない、これはやるということではありません。今後は考えていくつもりではあります。

○議長（飯嶋正利） 松木源太郎議員の質疑を終わります。

松木源太郎議員はそのまま質問席でお待ちください。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第10号の質疑を終わります。

議案第11号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第12号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第13号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第14号について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

松木源太郎議員。

○20番（松木源太郎） 議案第14号、旭市火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

これは、この内容を見ますと、林野火災の予防について、国が統一的に各地方公共団体に新しいやり方で林野火災の注意報について、この方法でやっていただきたいということでもって設けたものだと思います。これが来年から実施されることになります。

この中で、私はなるほどなと思ったんですけども、例えば29条の8の火災の予防に注意するとともに、次のようなことを改めるということでもっていろいろ書いてあります。そのための警報、また、たき火をしないとかが書いてあるんですけども、一つだけ担当課に聞いておきたいなと思ったのは、これはどこの町、市があったのか知りませんが、合併のときにそういう規則があったのもって、平成17年7月1日に規則107号でもって載せてあるのが、旭市火入れに関する規則というのがあるんです。林野火災のことかということ調べていたら、そう、こういうのがあったなと思って拾い出したら、やはりこの火入れに関する規則というのが、山を持っているところではあるんですけども、どこでもね。それとの対象については、どのようにこれから対応していくのか、この点について担当課にお聞きしておきたいということで質疑を申し上げました。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 松木源太郎議員の質疑に対し答弁を求めます。

消防長。

○消防長（常世田昌也） 質疑がありました最も気をつけなければならない、その辺も回答いたします。

今回の改正におきまして、市民の皆様にも最も気をつけていただくこととしましては、林野火災警報の前段として林野火災注意報、これが発令された場合には、市民の皆様に対し屋外における火の取扱いの制限が努力義務として課せられることとなります。努力義務でございますので、罰則等の規定はございませんが、林野火災注意報発令時には、火の取扱いに関し

て、火災予防の観点から市民の皆様のご理解を得て、努力義務ではございますが、火の取扱いを中止していただくこととなります。

また、消防本部として注意することといたしましては、火災予防の実効性、これを高めるため、発令の指標となる気象庁からの通報、また気象庁のホームページ、そして消防本部にあります雨量計、そして実際の気象状況等から発令要件を満たす、あるいは必要と判断した場合には、林野火災注意報または林野火災警報を的確に発令すること。そして、これらの注意報及び警報を発令したときは、火災の発生しやすい危険な気象状況であることを市民の皆様に周知し、火災の発生を防止することが重要であると考えております。

周知の方法としましては、消防車両による巡回広報、または防災無線を活用した広報、そしてホームページやSNS、これを活用した広報等を検討しているところでございます。

そして、旭市火入れに関する規則、これとの関係といたしましては、この規則に基づき火入れの許可、これを受けたものにつきましても、当日の気象状況等により林野火災注意報または林野火災警報を発令した場合には、火災予防上必要であることから、火入れの中止、これを求めることとなります。

以上でございます。

○議長（飯嶋正利） 松木源太郎議員。

○20番（松木源太郎） よく分かりました。

ただ、火入れということが、この合併後の1市3町の区域でもって実際にやられているのか、それが必要なのかということまでちょっとよく調べてみたほうがいいと思うんですね。恐らくもうそういう時代ではないのではないかとは思いますが、であれば全くこれを廃止してもいいわけですから、そここのところの検討が、ちょうど国のほうからこういう林野火災の問題が来ましたから、十分にご検討の上、対応していただきたいということをお願いして質疑を終わります。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 松木源太郎議員の質疑を終わります。

松木源太郎議員は自席へお戻りください。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第14号の質疑を終わります。

議案第15号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第16号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第17号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第18号について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

林晴道議員、質問席へ移動願います。

準備が整い次第始めてください。

林晴道議員。

○12番（林 晴道） では、議案第18号、工事請負契約の締結について質疑を行います。

こちらは、旭市立ひかた椿小学校統合大規模改造工事の契約内容に関してということですが、まず今回の建築工事の具体的な工事内容を伺います。その上で、この入札を8月18日それから9月24日と2度行い、予定価格に達せず不調になっていたものを、契約方法を随意契約に変更して決定に至ったようですので、なぜ随意契約に変更したのか、その具体的な内容と、変更過程における事務作業の詳細、こちらを伺いたいと、そのように思います。

○議長（飯嶋正利） 林晴道議員の質疑に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（飯島正寛） それでは、初めに工事内容ということで回答申し上げます。

本工事の内容につきましては、外部の工事ではエレベーターの設置、瓦屋根のふき替えや屋上の防水改修、外壁や建具周りの補修、屋内運動場の屋根改修などがございます。また、内部の工事としましては、教室の内装の全体改修、建具の更新や放課後児童クラブの設置工事などを予定しているところでございます。

児童がいながらの工事となるため、工区を区切って児童の活動エリアとは完全に分離いたしまして、教育活動に支障を来さないように工事を進めてまいりたいと考えております。

次に、随意契約とした理由ということでございまして、設計内容のほうと入札方法を見直しながら2度の入札を行ってまいりましたが、こちらのほうが不調ということになりまして、再び入札を行っても新たな業者が応札する可能性が低いと推察されたことに加えて、関連す

る電気設備、機械設備、外構改修工事が既に契約を行っておりまして、本工事の遅れが懸念されるということがございましたので、こちらのほうは担当課におきまして見積合わせによる随意契約のほうを行ったというところでございます。

関連する事務作業ということでございますけれども、こちらの事務作業につきましては、随意契約を行うに当たりまして、設計のほうの新たな調整等の見直しを行ったということと、あとは、この見積合わせというところの中で、担当課のほうでこちらのほうの事務を行ったというところでございます。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 林晴道議員。

○12番（林 晴道） このひかた椿小学校の統合大規模改造工事に関して、各工事がようやく決定しましたけれども、今後の工事の監理業務はどのような内容で行われるのかを伺いたい。

それから、県内において多くの自治体で建築工事監理を業務委託で、入札で行っている自治体がありますけれども、本市では実施設計業者に随意契約を行っている傾向にあるようです。その点、県内情勢をどの程度把握しているのか。また、これまでも議会においてこの監理業務委託に関して発言してまいりましたけれども、この際、導入しない理由があるならばお尋ねをいたしたいと思います。

○議長（飯嶋正利） 再質疑に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（飯島正寛） それでは、私のほうから監理業務の内容ということで回答を申し上げます。

監理業務につきましては、建築基準法や建築士法において、一級建築士による工事監理が義務づけられているところでございます。工事監理の目的としましては、設計図書、仕様書等に定められた品質や性能について、施工方法や使用材料が適切かどうか必要に応じて立会いを行いつつ厳格なチェックを行い、工事が適切かつ円滑に進むよう監理を行っていくものでございます。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 財政課長。

○財政課長（池田勝紀） それでは、財政課からは監理業務の他市町の状況ということでお答えしたいと思います。

他市町、千葉県下、今、電子調達システムというところで入札を行っているところですが、そのシステムの中の検索において一応確認したところだと、約20自治体において監理業務自体を入札で行っているというのは、そのシステムの中で確認できているところでございます。

詳細については、なかなかちょっとは時間的にあれだったんですけども、そういった20自治体の入札実績のある幾つかの自治体に聞き取りというところで確認をしたところ、定められた金額を超えるものは全て入札にするところと、あとは案件ごとに個別に入札にて行うか判断しているというところがありました。

本市の業務委託につきましては、100万円を超えるものは原則入札にて行うとしています。しかし、個別の案件というところで地方自治法施行令第167条の2第1項に該当することであれば、担当課とかその都度都度判断で随意契約ということにしているところです。特に、要は入札をしない理由があるとかということではなくて、今そういう状況で運用しているというところになります。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 林晴道議員。

○12番（林 晴道） 該当工事については、建築、電気、機械、外構工事と多岐にわたる契約となっております。現在の対応も煩雑することが想定されますが、請負契約に基づいて該当工事の受注者の管理体制というのを、担当課としてどのように対応していくのか、その点ちょっと詳しく伺いたいなど、そのように思います。

また、これだけの大規模改造工事になりますと、当初の設計内容どおりに完成することが大変難しいというか、技術的に困難を要して大変なんだろうなということが想定されますが、本市としてどう判断して、その管理を対応していくのかを伺いたいと、そのように思います。

それから、財政課に対して建築工事の監理業務委託を入札で行う県内の自治体が多くありますが、どの程度の建築の規模で監理業務の入札を行うのか、それから実施設計業者が監理業務を落札しているのかどうなのか、その辺をちょっと分かる範囲で伺いたいなど、そのように思います。

先ほど、時間的にあれというフレーズがございましたけれども、もし調査不足ということでありましたら、委員会審査でもちょっと教えていただきたい、質疑も検討したいなど、所管ではないけれども、思うので、ご回答いただけるのかどうなのか、担当課もしくは副市長、お答えができるようであればお願いしたいと、そのように思います。

○議長（飯嶋正利） 再々質疑に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（飯島正寛） 今後、工事を進めていくに当たりまして、議員おっしゃるように改修工事、煩雑といいますか、なかなか難しい場面が出てくるのかなというところもございます。

そんな中で、発注者と受注者、監理者におきまして、適切な管理体制を整えて、その中で工事をしっかりと進捗してまいりたいと思っております。当初の設計内容と現場の出来形につきましても、契約約款の第18条に定めますとおり、こういったものに基づきながら、調査、立会いを行いながら、3者が共通の認識を持って必要な協議や設計内容の変更など適切に対応を行い、工期内の完成を目指してまいります。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 財政課長。

○財政課長（池田勝紀） 設計委託に対する入札というところですけども、電子システムでちょっと軽く調査しているというか、状況です。これ20自治体に、これから調査の依頼をかけてというところになると時間もかかるかもしれませんが、基本的に幾つか聞いた中では、やはりうちと同じで、ある程度一定金額で、多分うちのほうは100万円で縛っていますけれども、基本的にはそれ以上はみんなもう入札でやるよと決めている自治体も多分あると思います。

あとは、個別の案件だと答えた自治体もあります。そうすると、こちらでその自治体に確認しても、はっきりとこういう場合はこうですというのはちょっともしかしたら難しい回答になってくると、向こうの自治体のほうも回答に困る部分があるのかなというところもありますけれども、いずれにしても今後のこともありますので、その辺はしっかり調査していきたいと思っております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 柴副市長。

○副市長（柴 栄男） 今後の建築工事における監理業務を入札でというお話でしたが、監理業務につきましては現在も入札では可能となっております。今回の建築工事につきましては、工事の内容、エレベーターを設置するという部分が、設計業者が建築確認をやっているという事情もありまして、それで随意契約でやるというのが有利になるというような状況でありましたので、そういった状況になっております。

ただ、その入札につきましては、また近隣自治体等もありますので、その辺はちょっと近隣の状況のほうを見てみたいと思います。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 林晴道議員の質疑を終わります。

林晴道議員は自席へお戻りください。

続いて、井田孝議員、質問席へ移動願います。

準備が整い次第始めてください。

井田孝議員。

○8番（井田 孝） それでは、議案第18号、工事請負契約の締結について質疑いたします。

ひかた椿小学校統合大規模改造工事（建築）の随意契約による見積依頼業者の選定基準を伺います。

2回の入札が不調になった後に、この見積合わせが行われたという説明を受けましたが、見積りを依頼した業者がこの5億円を超える規模の工事を受注できる実績があったのか、もしくはランク的に問題はなかったのか伺います。

○議長（飯嶋正利） 井田孝議員の質疑に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（飯島正寛） 今回の工事、随意契約につきまして、随意契約における見積りの依頼の業者につきましては、選定の中におきまして2度実施しました競争入札の入札者が市内及び旭市内に支店のある準市内の業者ということがございまして、市外の業者の参加がなかなか見込めないというようなところの判断を行いました。

このような中で、これまでの近年の当市の建設工事の入札の経過、また実績などを考慮しまして、入札参加資格者名簿に登録されている特定建設業許可業者のうち、市内7者及び準市内1者を選定し、見積りを依頼したところでございます。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 井田孝議員。

○8番（井田 孝） それでは再質疑いたします。

この工事に関しては、建築工事の不調により、長い間業者が決まりませんでしたでしたが、工期の延長はしておりません。厳しい工期になっているものと思われませんが、この工事は改修工事なので、例えばボードを開けたら下地が腐っていたとか、設計変更の可能性もあり得ます。そういう問題が起きるたびに工事が止まっていたら工期内の完成が難しくなると考えますが、

市としての見解を伺います。

○議長（飯嶋正利） 再質疑に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（飯嶋正寛） 先ほど、回答のほうで少し触れましたけれども、工事の中で変更等そういったものが生じてきたときには、契約の約款の18条に基づきまして、その辺を調査、立会いの中で行いながら、共通認識の中で必要があれば適切に対応し、設計内容の変更などを適切に対応してまいります。

以上でございます。

○議長（飯嶋正利） 井田孝議員。

○8番（井田 孝） この工事は、建築以外の業者は早々に決まっていたのですが、建築工事が始まらなければ、電気、設備の業者は材料の発注ができません。建設資材の高騰により、この期間中にも資材の値上がりがあったかもしれません。今、県で実施している物価高騰による工事費の追加、物価スライド方式を本市で取り入れることはあり得るのか伺います。

○議長（飯嶋正利） 再々質疑に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（飯嶋正寛） 既に契約しております電気設備や機械設備の工事の業者と、今現在市の担当者と協議した中では、特に支障があるというところは伺っていないところでございます。

今後、急激な物価の上昇などによりまして工事に影響があるというふうに判断された場合などにおきましては、こちらも契約約款の26条にございますいわゆるスライド条項というのがございまして、そちらによりまして対応を行っていくということにしております。これによりまして、当市におきましても適切な協議を行い、措置のほうを講じてまいります。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 井田孝議員の質疑を終わります。

井田孝議員は自席へお戻りください。

続いて、松木源太郎議員、質問席へ移動願います。

準備が整い次第始めてください。

松木源太郎議員。

○20番（松木源太郎） 議案第18号、工事請負契約についてご質疑申し上げます。

今、2人の議員からご質疑がありましたけれども、私はこれは必ず予定外の支出が出るよ

うな入札をやったのではないかと考えております。それは、あまりにも予定価格と請負代金の間に差があり過ぎるわけです。

まず、請負代金の算定をした業者、設計者ですけれども、設計の業者ですけれども、この方はどのような条件でもって行ったのでしょうか。その点についてまずお聞きしたいと思います。

ここにあります請負代金、予定の価格が5億1,150万円なのに、請負代金については4億8,400万円ですから、かなりの差があるわけです。あまりにも差があり過ぎると思うんです。こういうような形でもってやって、本当にこの工事ができるかという不安を、私はこの表を見て思いました。後からいろんな形でもってどんどん積み重ねていったら、結局最初の例えば6億円台を出している方たちと同じような金額がかかってしまったということに私はなることを大変気にしております。

これについては、そうならないという保証がどこにあるんですか。この物価がどんどん上がっている時代に、それに相応した対応の仕方があると思うんですけれども、そののところが市当局はどのように考えたかお聞かせいただきたいと思います。

○議長（飯嶋正利） 松木源太郎議員の質疑に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（飯島正寛） 今回の契約までの経過としましては、入札を2度行いまして、そちらの中で決定がされないということの中で随意契約に至ったものでございます。

この設計の内容につきまして、業者のほうとしましてもこの入札という、この価格のほうで、自分のほうで算定をし、工事ができるという中での金額を提示してきているわけでございますので、その点につきましてはこちらのほうで申し上げることではないというふうに思っております。こちらのほうは、業者のほうはできるというところの判断の中でこの金額を提示しているというふうに考えております。

また、物価が上がっていく中での金額の高騰というお話がございましたけれども、こちらにつきましても、先ほど来、約款のほうの説明をしておりますが、そういった事情の中で金額が上がっていくという中であれば、協議の中でそちらのほうに適切に対応していくということでございます。

以上でございます。

○議長（飯嶋正利） 松木源太郎議員。

○20番（松木源太郎） そのスライド条項の約款というのは、具体的には契約上本当に有効

になるんですか。その文言を出してください。

○議長（飯嶋正利） 再質疑に対し答弁を求めます。

暫時休憩。

休憩 午後 2時41分

再開 午後 2時42分

○議長（飯嶋正利） 会議を再開いたします。

教育総務課長。

○教育総務課長（飯島正寛） こちらの契約の約款のほうの第26条の5項の特別な要因により
工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動が生じ、請負代金が不相当と
なったときは、発注者または受注者は前各項の規定によるほか、請負代金額の変更を請求す
ることができるという条項でございます。

○議長（飯嶋正利） 松木源太郎議員。

○20番（松木源太郎） 提起することができるということで、市はそれを認めるか認めない
かというのは、どこで判断するんですか。

○議長（飯嶋正利） 再々質疑に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（飯島正寛） こちらの約款に基づきまして、こちらの請求がございましたら
3者、設計監理者、請負業者、市のほうで協議を行いまして、そちらの内容を精査した上で
こちらのほうで対応していくということでございます。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 松木源太郎議員の質疑を終わります。

松木源太郎議員はそのまま質問席でお待ちください。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第18号の質疑を終わります。

議案第19号について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

松木源太郎議員。

○20番（松木源太郎） 議案第19号、和解及び損害賠償の額を定めることについて。

事故の概要についての中でもって出ていますけれども、本年8月2日に下永井の809番53地先の道路上で発生した観光街路灯の落下と書いてありますね。観光街路灯、これは市の所有している観光街路灯だと思うんですけれども、その管理というのは市がそのまましていたんですか。それとも、その街路灯部分の管理をしてもらう方がその近くにいたんですか。

市の単独で立てたかどうか分かりませんが、その街路灯だと、その管理はどういうふうにされていたんですか。そこに落下して、車に落っこったんでしょうけれども、そういうことが私は大変危ないことだと思うんです。場合によったら死者が出たかもしれないですよ。そういうことで、その管理はどうであったかということをごどのようにつかんでいるかお聞かせいただきたいと思います。

○議長（飯嶋正利） 松木源太郎議員の質疑に対し答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（金杉高春） この観光街路灯は、飯岡地区の観光街路灯でございまして、夜間の安全確保や観光地としての景観づくり等を目的に平成2年から平成6年にかけて旧飯岡町で設置をしたものです。主に三川地区の部分の海岸線の県道、それから国道126から刑部岬展望館に上る、これは市道なんですけれども、こちらの2か所に連続して設置している観光街路灯でございます。

管理については、商工観光課で管理をしております。もちろん道路管理者の許可をいただいて設置させていただき、管理を商工観光課で行っているものです。

どのような管理というご質疑がございました。こちら、まず毎年職員が目視による現況確認もしております。また、毎年業者による点検を実施し、やっぱり沿岸地で古いものもございまして。危険性の高いものから順に、現在はLED化を含む更新を、年間10基程度更新をまいってきたものでございます。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 松木源太郎議員。

○20番（松木源太郎） よく分かりました。ただ、年間10基程度って、何基ついているんですか。

それでもって、要するによく管理していたんだと思うんですけれども、どういう管理をしていたか。業者をお願いしていたのか、自分たちが見ていたのか。つまり、街路灯ですから、大変この下をすぐ車がいっぱい通るわけでしょう。脇になるのかどうか分かりませんが、

も。そうしたらば、定期的に何か所かに分けて、それでもって業者がちゃんとたたいてとか、そういうような管理をしなければ駄目ですよ。そういうことは実際にやっていたんですか。

○議長（飯嶋正利） 再質疑に対し答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（金杉高春） まず、何基ということでした。

まず、こちら三川地区の目那川という川がございます。そちらから飯岡漁港の入り口までの連続して、そちらがもともと97基、それから国道126から刑部岬展望館に上がっていく市道です。こちらには17基ございました。

それから、管理ということでした。管理は先ほども申し上げましたけれども、まず職員で、これは目視なんですけれども、実際腐食もしている中で、なかなか見ただけで分かりづらいのもあるんですけれども、まず職員による目視も行い、さらに業者による点検も行いながら、これは本数限定なんですけれども、年間10基程度の一番危ないものから優先順位を決めて10基程度の更新をしてきたものです。

実際、平成2年頃から設置をしていたもので、実際もうかなり古いもので、その後平成14年度頃からもう第1回目の更新をしております、沿岸地で腐食も早いもので。そちらがやってきたんですけれども、さらに平成14年なので、もう既に23年程度経過しております。そこから、順次、年間10基程度の更新をしてきたんですけれども、まだまだ残っている部分があったということで、今回、台風による影響で落下したものがまだ更新できていなかったものが落下したことになります。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 松木源太郎議員の質疑を終わります。

松木源太郎議員は自席へお戻りください。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第19号の質疑を終わります。

議案第20号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第21号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

以上で議案質疑を終わります。

◎追加日程第2 議案第21号直接審議（先議）

○議長（飯嶋正利）　　ここでおはかりいたします。議案第21号は人事案件でありますので、委員会付託を省略し、本日の日程に追加し、直接審議にて先議いたしたいと思いますが、これに決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯嶋正利）　　ご異議なしと認めます。

よって、議案第21号は委員会付託を省略し、本日の日程に追加し、直接審議にて先議することに決しました。

議案第21号は、人事案件でありますので討論を省略し、採決いたします。

採決は電子表決システムにより行います。

議案第21号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて、原案のとおり同意することに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（飯嶋正利）　　全員賛成。

よって、議案第21号は同意することに決しました。

◎日程第2 常任委員会議案付託

○議長（飯嶋正利）　　日程第2、常任委員会議案付託。

これより各常任委員会に議案を付託いたします。

議案第1号から議案第20号までの20議案を分担表により、所管の委員会に付託いたします。

付託いたしました議案は、21日までに審査を終了されるようお願いいたします。

○議長（飯嶋正利） 以上をもちまして本日の日程は全部終了いたしました。

次回は11月14日定刻より会議を開きます。

これにて本日の会議を散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 2時51分